

第1回調整

津市地域防災計画 (案)

〔風水害等対策編〕

第3編 災害応急対策計画

平成17年11月17日

津市地域防災計画（案）

〔風水害編〕

目 次

第1編	総則
第1章	計画の方針
第1節	計画の目的
第2節	計画の基本方針
第3節	計画の構成
第4節	計画の効果的な推進
第5節	計画の修正
第2章	防災関係機関
第1節	防災関係機関の責務
第2節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱
第3章	市民の責務と事業所の役割
第1節	市民の責務
第2節	事業所の役割
第4章	津市の特性
第1節	自然的条件
第2節	社会的条件
第3節	対象とする災害
第4節	災害の記録
第2編	災害予防計画
第1章	災害に強いまちづくり
第1節	災害に強いまちづくりの計画的な推進
第2節	水害予防計画
第3節	土砂災害等予防計画
第4節	公共施設・ライフライン施設災害予防計画
第5節	農林漁業災害予防計画
第6節	火災予防計画
第7節	林野火災予防対策
第8節	危険物施設等災害予防計画
第2章	地域防災力の育成
第1節	防災意識・防災知識の普及
第2節	防災訓練の実施

第3節	自主防災組織の育成・強化
第4節	事業所による自主防災体制の整備
第5節	消防団による自主防災体制の整備
第6節	ボランティア活動支援への環境整備
第7節	災害時要援護者対策
第3章	人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策	
第1節	避難計画の作成
第2節	危険性の周知
第3節	避難所等の指定
第4節	避難所等の防災拠点の整備
第5節	避難誘導體制の確立
第6節	避難所の管理運営体制
第4章	災害に備える体制の確立
第1節	災害対策本部
第2節	情報の収集・伝達体制
第3節	防災担当者の育成
第4節	防災訓練の実施
第5節	広域的な相互応援体制の整備
第5章	災害応急対策・復旧への備え
第1節	消火・救助・救急対策
第2節	災害時医療対策
第3節	緊急輸送活動対策
第4節	緊急物資確保対策
第5節	消毒・保健衛生・廃棄物の処理体制の整備
第3編	災害応急対策計画 82
第1章	災害時応急活動 82
第1節	活動体制の確立 82
第2節	気象予報及び警報等の収集・伝達活動 85
第3節	災害情報の収集・伝達 91
第4節	通信の確保 97
第5節	応援要請 98
第6節	広報活動 101
第7節	水防及び土砂災害の警戒活動 103
第8節	避難対策活動 110
第9節	消防救急救助活動 116
第10節	被災宅地の応急危険度判定 119
第11節	輸送及び交通応急対策 120
第12節	障害物の除去 122
第13節	飲料水の確保、調達 123

第14節	食料の確保、調達	125
第15節	生活必需品の確保、調達	127
第16節	医療・救護活動	128
第17節	消毒・保健衛生・廃棄物の処理活動	132
第18節	遺体の捜索・処理・埋火葬	136
第19節	犬、猫、特定動物等の保護及び管理	138
第20節	住宅の応急確保対策	139
第21節	公共施設・ライフライン施設等応急対策	140
第22節	危険物による二次災害防止対策	148
第23節	応急教育対策	150
第24節	災害時要援護者への支援	152
第25節	災害ボランティアの受け入れ	154
第26節	災害義援金・義援物資の受入	155
第27節	災害救助法の適用	156
第2章	自衛隊の災害派遣	158
第1節	災害派遣の要請	158
第2節	派遣部隊の受け入れ体制	160
第3節	派遣部隊の業務及び撤収	161
第4編	災害復旧・復興対策	
第1章	災害復旧対策	
第1節	復旧・復興の基本方向の決定	
第2節	迅速な原状復旧の進め方	
第2章	復興計画	
第1節	復興計画の進め方	
第2節	被災者等の生活再建等の支援	
第3節	被災中小企業の復興その他経済復興の支援	

第3編 災害応急対策計画

風水害や大規模火災などによる災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止措置及び被害者に対する応急救助の措置について基本的な計画を定める。
実施する項目については、行動計画等を作成し、毎年、必ず訓練などにより検証を行う。

第1章 災害時応急活動

体制の確立、応急活動として実施すべき事項について明らかにする。

第1節 活動体制の確立

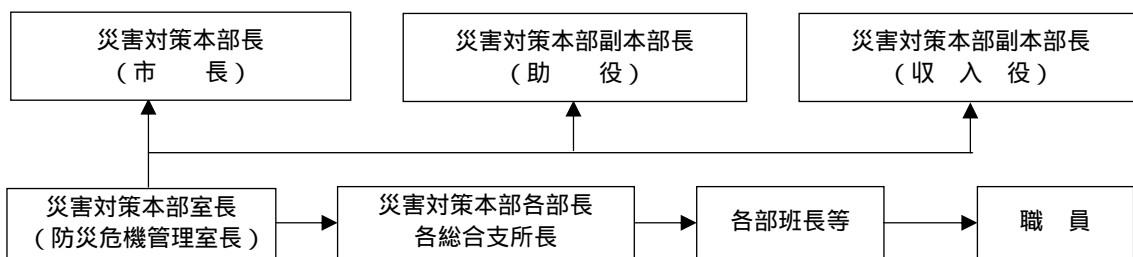
効果的な応急活動を実施するため、迅速な初動体制の確立を図る。

1 配備の伝達

災害が発生するおそれがある場合、又は災害が発生した場合、災害対策本部各部があらかじめ定めた配備計画に基づき、下記の連絡系統で職員を非常招集し、初動活動体制を整える。

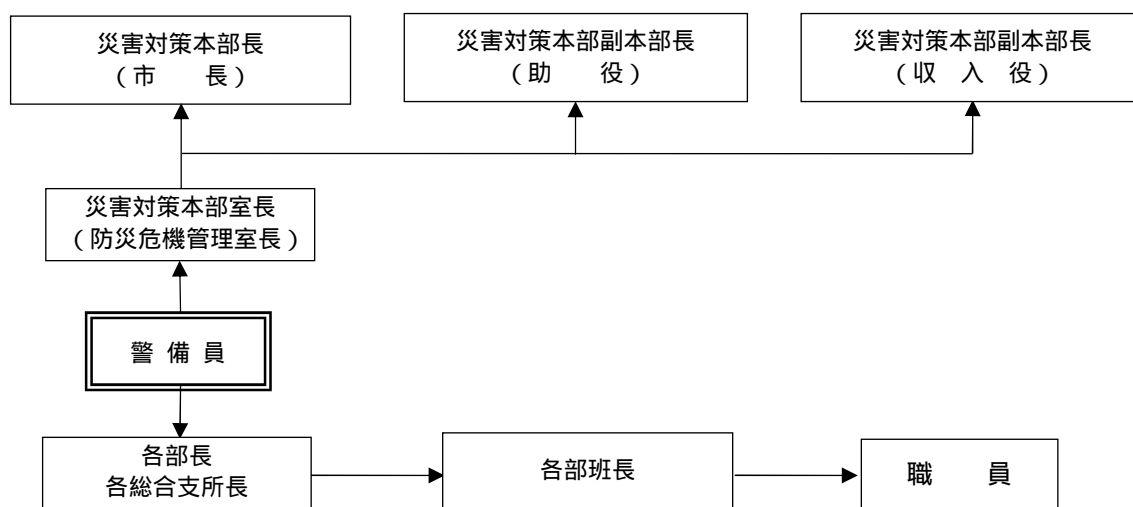
(1) 勤務時間内

勤務時間内において配備指令が出された場合は、災害対策本部室長より、災害対策本部各部長に伝達し、各部付班長等を経て各職員に伝達するとともに、庁内放送等で速やかに伝達する。



(2) 勤務時間外

勤務時間外において配備指令が出された場合は、災害対策本部室長より災害対策本部各部長等に伝達し、関係部長等は所属する災害対策本部員等に伝達する。



2 職員の動員・参集

(1) 勤務時間外における職員の招集

(ア) 勤務時間外における職員の招集のための連絡通知は、電話によるとともに、あらかじめ各部各班において、各職員に対する参集場所及び伝達システムの短縮・複数系統化等連絡方法を確立しておかなければならない。

(イ) 招集不能幹部職員が出るのが予想されるため、業務代行者の設定をしておかなければならない。

(2) 本部員は常に予報及び警報やその他の状況に注意するとともに、災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、自己の所在を明らかにしておき、直ちにその任務に応ぜられるように心得ておかなければならない。

(3) 全職員は、勤務時間外、休日等において、非常体制に対応する災害の発生又は発生するおそれがあることを知った場合は、本部から招集のない場合であっても、自ら所属機関へ参集する。

(4) 交通の途絶により所属機関への参集が不可能な場合には、最寄りの機関に自主的に参集し、当該機関の長の指示を受け、災害応急対策に従事する。

(5) 緊急事態において、参集不能職員の安否を把握することは重要であるので、確認の通信手段を確立しておかなければならない。

(6) 災害により家族が死亡又は傷害を受けた場合は、必要な措置を講じた後に本部に参加するものとする。

(7) 夜間休日等において第二配備体制に準ずる緊急事態が発生した場合、これに対処するため、あらかじめ本部長が指名した本庁あるいは支所至近距離に居住する職員を緊急要員として配備する。

3 動員状況の報告

各部長は職員の動員状況を速やかに把握し、以下の事項を本部室に報告する。

- ・部、課名
- ・動員連絡済人員数
- ・動員連絡不能人員数及び地域
- ・登庁人員数
- ・登庁不能のため最寄りの出先機関に非常参集した人員
- ・その他

4 職員の留意事項

夜間・休日等に非常招集を受けた職員は、次の事項に留意して迅速に勤務職場（あらかじめ参集場所を指定されたものを除く。）に参集し、災害対策業務に従事しなければならない。

(1) 出勤時の服装等

出勤時には防災活動に支障のない安全な服装とする。

(2) 出勤途上の緊急措置

職員は、出勤途上において火災あるいは人身事故等緊急事態に遭遇したときは、最寄りの消防機関又は警察等へ連絡通報するとともに、人命救助等適切な措置をとるものとする。

(3) 職員は、出勤途上において災害発生状況や被害状況等の情報収集を行い、災害対策本部室へ報告するものとする。

施設を管理する部局にあつては、それぞれの管理する施設の被害状況について情報収集を行い、災害対策本部室へ報告するものとする。

(4) 非常体制以外で、配備に就く必要がないとされる職員であっても、自己の住所地付近の状況把握に努め、被害等について、災害対策本部へ通報する。

また、いつでも配備に就けるよう待機する。

5 職員の福利厚生

(1) 各部署は、災害対策に従事する職員の健康管理、勤務条件等を考慮するとともに、他市町村等の職員の応援受入に際しても、福利厚生について配慮する。

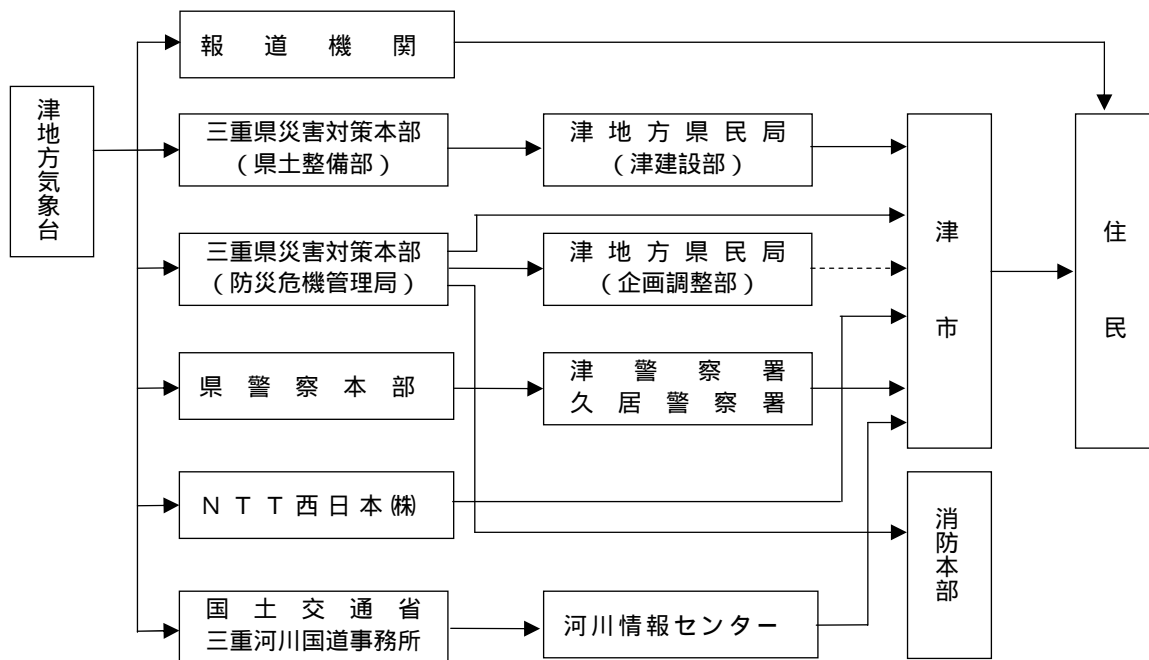
(2) 各部署は、災害対策に従事する職員の勤務時間等を把握、管理し、適宜要員の交代等を行うことにより、従事する職員の健康管理に努める。

第2節 気象予報及び警報等の収集・伝達活動

気象予報及び警報、各種情報を関係機関、報道機関等と協力して、住民に速やかに伝達、周知する。

1 気象予報及び警報等の収集・伝達系統

気象予報及び警報、各種情報の受領及び伝達系統は次のとおりとし、迅速かつ正確に行う。



市は、被害を及ぼす可能性のある降雨や洪水等の情報を把握したときは、防災行政無線、広報車等を通して、また報道機関等とも協力して、市民に対して速やかに伝達する。

また、自主防災組織等の住民組織と連携して広く周知するものとする。その際、災害時要援護者については、特に配慮するものとする。

2 収集する情報の種類とその内容

(1) 警報の種類と内容

種 類		内 容
気象警報	暴風警報	平均風速が概ね毎秒20mを超え、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。
	暴風雪警報	平均風速が概ね毎秒20mを超え、雪を伴い、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。
	大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。
	大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪等の現象により河川の水が増し、そのために河川の堤防、ダムに損傷を与える等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。
	高潮警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。
	波浪警報	風浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。
	地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等によって重大な災害が起こるおそれがある場合に行う。
	浸水警報	大雨、長雨、融雪等の現象により、低い土地、田畑等に浸水し、若しくは冠水し、又は下水道が溢水し、若しくは氾濫する等によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。

(2) 注意報の種類と内容

種 類	内 容	
気 象 警 報	強風注意報	平均風速が概ね毎秒10mを超え、主として強風による被害が予想される場合に行う。
	風雪注意報	平均風速が概ね毎秒10mを超え、雪を伴い、被害が予想される場合に行う。
	大雨注意報	かなりの降雨があって被害が予想される場合に行う。
	大雪注意報	大雪によって被害が予想される場合に行う。
	濃霧注意報	濃霧のため、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合に行う。
	雷注意報	落雷等により被害が予想される場合に行う。
	乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合に行う。
	なだれ注意報	なだれが発生して被害があると予想される場合に行う。
	着氷注意報	着氷が著しく、通信線や送電線等に被害が起こると予想される場合に行う。
	着雪注意報	着雪が著しく、通信線や送電線等に被害が起こると予想される場合に行う。
	霜注意報	早霜、晩霜等により農作物に著しい被害が予想される場合に行う。
	低温注意報	低温のため農作物に著しい被害が予想される場合に行う。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等の現象により河川の水が増し、そのために河川の堤防、ダムに損傷を与える等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。
高潮注意報	台風等による海面の異常上昇によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。	
波浪注意報	風浪、うねり等によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。	
地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等によって災害が起こるおそれがある場合に行う。	
浸水注意報	大雨、長雨、融雪等の現象により、低い土地、田畑等に浸水し、若しくは冠水し、又は下水道が溢水し、若しくは氾濫する等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。	

注1) 印は、水防活動に利する注意報、警報を示す。

注2) 印の警報及び注意報は標題を示さないで、気象警報及び注意報に含めて行う。

注3) 警報及び注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな警報及び注意報が発表されたとき、これまでの警報及び注意報は、自動的に解除又は更新され、新たな警報及び注意報に切り替えられる。

4 警報及び注意報の基準

(1) 三重県における警報の基準

種 類	基 準																
暴風警報	平均風速が陸上で20m / s、津及び海上で25m / s以上と予想される場合																
暴風雪警報	平均風速が陸上で20m / s、津及び海上で25m / s以上と予想され、かつ雪を伴う場合																
気 象 警 報	次の基準以上の雨量が予想される場合																
	R 1	<table border="1"> <tr><td>北 部</td><td>40mm以上</td><td>ただし、R Tが120mm以上</td></tr> <tr><td>中 部</td><td>40mm以上</td><td>ただし、R Tが120mm以上</td></tr> <tr><td>伊 賀</td><td>40mm以上</td><td>ただし、R Tが120mm以上</td></tr> <tr><td>伊勢志摩</td><td>40mm以上</td><td>ただし、R Tが120mm以上</td></tr> <tr><td>紀勢・東紀州</td><td>60mm以上</td><td>ただし、R Tが250mm以上</td></tr> </table>	北 部	40mm以上	ただし、R Tが120mm以上	中 部	40mm以上	ただし、R Tが120mm以上	伊 賀	40mm以上	ただし、R Tが120mm以上	伊勢志摩	40mm以上	ただし、R Tが120mm以上	紀勢・東紀州	60mm以上	ただし、R Tが250mm以上
	北 部	40mm以上	ただし、R Tが120mm以上														
	中 部	40mm以上	ただし、R Tが120mm以上														
	伊 賀	40mm以上	ただし、R Tが120mm以上														
伊勢志摩	40mm以上	ただし、R Tが120mm以上															
紀勢・東紀州	60mm以上	ただし、R Tが250mm以上															
R 3	<table border="1"> <tr><td>北 部</td><td>80mm以上</td></tr> <tr><td>中 部</td><td>80mm以上</td></tr> <tr><td>伊 賀</td><td>80mm以上</td></tr> <tr><td>伊勢志摩</td><td>80mm以上</td></tr> <tr><td>紀勢・東紀州</td><td>130mm以上</td></tr> </table>	北 部	80mm以上	中 部	80mm以上	伊 賀	80mm以上	伊勢志摩	80mm以上	紀勢・東紀州	130mm以上						
北 部	80mm以上																
中 部	80mm以上																
伊 賀	80mm以上																
伊勢志摩	80mm以上																
紀勢・東紀州	130mm以上																
R 24	<table border="1"> <tr><td>北 部</td><td>170mm以上</td></tr> <tr><td>中 部</td><td>170mm以上</td></tr> <tr><td>伊 賀</td><td>170mm以上</td></tr> <tr><td>伊勢志摩</td><td>170mm以上</td></tr> <tr><td>紀勢・東紀州</td><td>400mm以上</td></tr> </table>	北 部	170mm以上	中 部	170mm以上	伊 賀	170mm以上	伊勢志摩	170mm以上	紀勢・東紀州	400mm以上						
北 部	170mm以上																
中 部	170mm以上																
伊 賀	170mm以上																
伊勢志摩	170mm以上																
紀勢・東紀州	400mm以上																
大雪警報	24時間の降雪の深さが20cm（北部は30cm）以上と予想される場合。																
洪水警報	大雨警報の基準と同様																
高潮警報	鳥羽港での潮位がT P上1.6m以上を超えると予想される場合																
波浪警報	内海で有義波高が3.0m、外海で有義波高が6.0mを超えると予想される場合																

注1) 基準欄に記載した数字は、三重県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決定したものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。

注2) R 1、R 3、R 24 はそれぞれ1、3、24 時間雨量を示す。R Tは総雨量を示す。

注3) T Pは、東京湾平均海面をいう。

注4) 内海と外海の境界は、鳥羽市石鏡町松ヶ鼻と神島を結ぶ線である。

(2) 三重県における注意報の基準

種 類	基 準	
強風注意報	平均風速が陸上で13m/s、津及び海上で15m/sを超えると予想される場合	
風雪注意報	平均風速が陸上で13m/s、津及び海上で15m/sを超えると予想されかつ雪を伴う場合	
気象注意報	次の基準以上の雨量が予想される場合	
	R 1	北 部 20mm以上 ただし、R Tが 60mm以上 中 部 20mm以上 ただし、R Tが 60mm以上 伊 賀 20mm以上 ただし、R Tが 60mm以上 伊勢志摩 20mm以上 ただし、R Tが 60mm以上 紀勢・東紀州 40mm以上 ただし、R Tが120mm以上
	R 3	北 部 40mm以上 中 部 40mm以上 伊 賀 40mm以上 伊勢志摩 40mm以上 紀勢・東紀州 80mm以上
	R 24	北 部 80mm以上 中 部 80mm以上 伊 賀 80mm以上 伊勢志摩 80mm以上 紀勢・東紀州 160mm以上
	大雪注意報	24時間の降雪の深さが5cmを超えると予想される場合
	濃霧注意報	視程が陸上で100m以下、海上で500m以下になると予想される場合
	雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
	乾燥注意報	気象官署の最小湿度が30%以下、かつ実効湿度が60%以下になると予想される場合
	なだれ注意報	なだれが発生して被害があると予想される場合
	着氷注意報	著しい着氷が予想される場合
着雪注意報	著しい着雪が予想される場合	
霜注意報	早霜、晩霜期に、最低気温が3℃以下になると予想される場合	
低温注意報	冬期に最低気温が-5℃以下になると予想される場合	
洪水注意報	大雨注意報の基準と同様	
高潮注意報	鳥羽港での潮位がT P上1.4mを超えると予想される場合	
波浪注意報	内海で有義波高が1.5m、外海で有義波高が3.0mを超えると予想される場合	

注1) 基準欄に記載した数字は、三重県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決定したものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。

注2) R 1、R 3、R 24 はそれぞれ1、3、24時間雨量を示す。R Tは総雨量を示す。

注3) T Pは、東京湾平均海面をいう。

注4) 気象官署とは、津地方气象台、尾鷲測候所、上野及び四日市特別地域気象観測所をいう。

注5) 内海と外海の境界は、鳥羽市石鏡町松ヶ鼻と神島を結ぶ線である。

(参考) 三重県の細分区域(地図)は資料編に示す。

(参考) 気象業務法及び水防法に基づく警報等の取扱要領

1 目的

この要領は、気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づく警報、注意報及び情報並びに水防法(昭和24年法律第193号)に基づく水防警報を迅速かつ確実に伝達し、防災対策の適切な実施を図り、もって被害を最小限度に防止することを目的とする。

2 定義

この要領において、警報、注意報、水防警報及び情報とは次のとおりである。

(1) 警報

警報とは、気象業務法に基づき、県内のどこかで重大な災害の起こるおそれがあると予想される場合において、津地方気象台が、津波警報については、気象庁本庁が、その旨を警告して行う予報をいう。

(2) 注意報

注意報とは、気象業務法に基づき県内のどこかで災害の発生が予想される場合に津地方気象台が、津波注意報については、気象庁本庁が、この旨を注意して行う予報をいう。

(3) 水防活動用予報及び警報

水防活動用予報及び警報とは、気象業務法に基づき、津地方気象台が気象、高潮及び洪水について水防活動の利用に適合するため発表する予報及び警報をいう。

(4) 水防警報

水防警報とは、水防法に基づき国土交通大臣又は知事がそれぞれ指定する河川、海岸又は湖沼において洪水又は高潮による災害の発生が予想される場合において、国土交通大臣の指定する河川については国土交通省出先機関の長が、知事の指定する河川については、知事又は知事の指定に基づき建設部長(緊急の場合においては土木事務所長)が水防を必要と認め警告を発するものをいう。

(5) 情報

ア 情報とは、台風その他異常気象についてその状況を具体的に説明するもので、注意報及び警報の発表前あるいは発表中に刻々変わる異常気象の現況やこれらの推移について一般の利用に供するため随時津地方気象台から発表するものをいう。

イ 記録的短時間大雨情報は、県内で一時間に120mm以上の雨量をアメダスで観測した場合、あるいはレーダー・アメダス解析雨量で解析された場合に津地方気象台が発表する。

注) レーダー・アメダス解析雨量とは、気象レーダーによる面的な雨量分布の情報とアメダスから得られる各地点の雨量をもとに、2.5km四方の細かい区域毎の推定雨量を解析したものである。

3 情報の伝達

情報の収集伝達通信系統図は資料編に示す。

第3節 災害情報の収集・伝達

市及び防災関係機関は、災害発生時に相互に連携し、被害状況を早期に収集して、被害規模を把握する。また、応急対策実施に必要な情報を他の防災関係機関に伝達する。

1 情報収集・連絡手段

(1) 情報収集・連絡

市は、県消防防災ヘリコプターを含む消防機関、警察署、自治会、自主防災会その他防災関係機関からの情報入手、災害現地への職員派遣、職員の登庁途上での目視等により、被災地や被害規模等の把握に努める。

防災関係機関は、可能な限りの手段を講じて、それぞれの所掌する災害情報の収集に努めるものとする。

また、収集した情報は、迅速に災害対策本部に連絡するものとする。

(2) 情報の連絡手段

防災関係機関は、三重県防災情報システム、電話、ファクシミリ、防災行政無線、携帯電話等の通信手段の中から、状況に応じ最も有効な手段を用いて、情報を連絡するものとする。

(3) 情報の共有化

防災関係機関は、GISやインターネットなどを利用して情報の共有化を図る。

(4) 必要な情報の種類

災害の概況

発生場所 発生日時 災害種別

被害の状況

人的被害、住居被害など

ライフラインの被害状況

応急対策の状況

応援の必要性

災害対策本部各部の活動状況

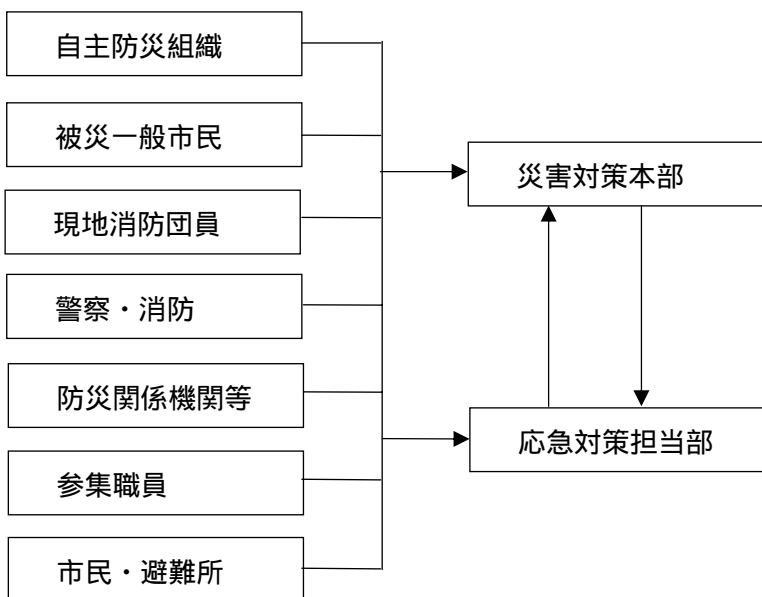
消防、水防、救急救助等消防機関の活動状況

避難準備に必要な情報

避難所の設置状況（自主避難の状況を含む）

実施した応急対策

〔情報収集の流れ〕



大規模な災害発生時で情報収集要員が不足した場合には、アマチュア無線家、インターネットやパソコン通信の利用者といった通信ボランティアの協力を得る。

〔参考〕主要交通機関の災害速報

災害時における主要交通機関の運行状況等は、必要に応じ次の機関により収集する。

- (1) 東海旅客鉄道株式会社
 - ア 昼間
 広報室（電話 052-564-2330）
 - イ 夜間
 東海総合指令所（電話 052-564-3686）
- (2) 近畿日本鉄道株式会社
 - ア 平日の昼間
 近畿日本鉄道株式会社近鉄名古屋輸送統括部運転車両部（電話 0593-54-7011）
 - イ 平日の夜間及び土、日、祝日
 近畿日本鉄道株式会社鉄道事業本部名古屋輸送統括部運転指令（電話 0593-54-7022）
 鉄道路線全線
- (3) 三重交通株式会社
 - ア 昼間
 三重交通株式会社運転保安部運転指導課（電話 059-229-5537）
 - イ 夜間
 三重交通株式会社津営業所（電話 059-228-2079）
 バス路線全線
- (4) 伊勢鉄道株式会社
 - 伊勢鉄道株式会社本社（電話 0593-83-2112）

2 情報収集体制

災害の発生に伴い、速やかに被害の状況を掌握し、あわせて応急対策の迅速かつ適切な推進を図るため、各部各班において、津市災害対策本部に関する条例施行規則に基づき被害状況の調査を実施する。

3 被害状況等の報告

(1) 災害の報告

災害に伴う被害状況は、災害対策基本法及び災害報告取扱要領（昭和45年4月10日消防防第246号）、火災・災害等速報要領（昭和59年10月15日消防防第267号）に基づき県に報告するものとする。

(2) 報告責任者

ア 災害情報及び被害報告は、災害対策の基本となるものであるから、災害対策本部各部長はあらかじめ報告の責任者を定めておき、災害対策本部情報収集班長に報告するものとする。

イ 情報収集班長は報告を取りまとめ、遅延なく津地方県民局に報告するものとする。

(3) 報告の内容及び要領

ア 概況報告

初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、正確度よりも迅速度を旨とし、資料編別表（1）に基づく内容とする。

特に、以下の(ア)～(オ)に該当する災害が発生した場合には、速やかに報告するものとする。

(ア) 災害救助法の適用基準に合致するもの。

(イ) 市が災害対策本部を設置したもの。

(ウ) 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの。

(エ) 災害による被害が軽微であっても、今後上記(ア)～(ウ)の要件に該当する災害に発展するおそれのあるもの。

(オ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの。

イ 災害速報

被害状況が判明次第、逐次報告するもので、資料編別表（2）及び別表（3）に基づく内容とする。

ウ 被害報告

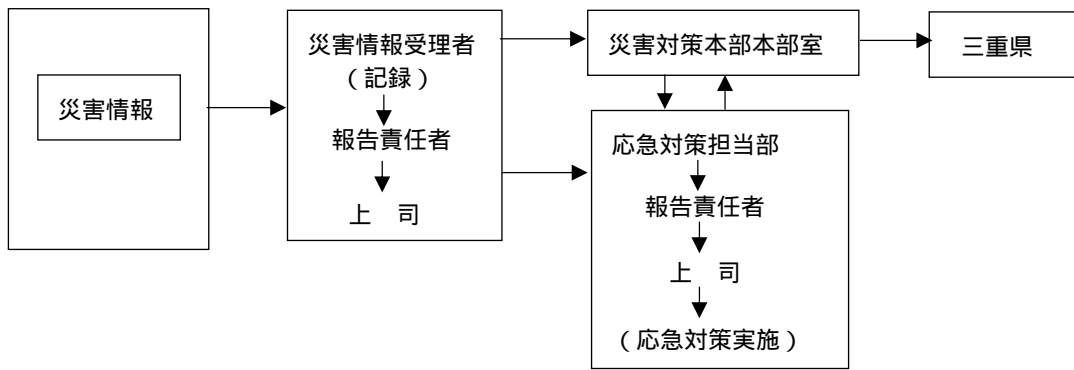
(ア) 中間報告

前記ア・イの速報の段階において報告を求められたときは、その都度、所定の様式または項目により県関係機関に報告する。

(イ) 確定報告

被害状況の最終報告であり、法令、その他所定の様式、方法（時期）に基づき報告する。報告要領は、(ア) 中間報告のとおりとする。

〔災害報告系統図〕



被害項目		報告基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。	
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。	
	負傷者 (重傷者) (軽傷者)	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは、1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者。なお、重軽傷者の別が把握できない場合はとりあえず負傷者として報告する。	
建物の被害	住家の被害	住家	現実にその建物を居住のために使用しているものをいい、社会通念上の住家であるか否かを問わない。
		世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
	住家の被害	全壊 (全焼)	住家がその居住するための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が著しく、補修により元通りに再利用することが困難なもので、具体的に住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。
		半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を滅失したもの、すなわち、住家の損壊が著しいが、補修すれば元通りに再利用できる程度のも、具体的には損壊部分が、その住家の床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。
	一部損壊	住家の損壊程度が半壊に至らないも。ただし、窓ガラス2～3枚程度割れたものは除く。	
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないも。	
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したもの。	
	非住家の被害	非住家の被害	非住家(住家以外の建物)のうち全壊、半壊程度の被害を受けたも。なお、官公署、学校、公民館、神社仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。「公共建物」とは、例えば、市庁舎、公民館公立保育園等の公用又は公共の用に供する建物とする。
		その他	「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	その他被害	田畑被害	流失埋没
冠水			植付け作物の先端が見えなくなる程度に水につかったも。
文教施設			小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育に供する施設をいう。
道路	「道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたも。 「道路決壊」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。		

その他被害	橋りょう	「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。 「橋りょう流失」とは、橋梁の一部又は全部が流失し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。
	河川	「河川」とは、河川法(明治30年法律第29号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 「堤防決壊」とは、河川法にいう1級河川及び2級河川の堤防、あるいはため池の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	砂防	「砂防」とは、砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設及び同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設、又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道	「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害とする。
	電話	「電話」とは、通信不能になった一般回線数のうち最大時の回線数をいう。
	電気	「電気」とは、停電した戸数のうち最大時の戸数をいう。
	水道	「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最大時の戸数をいう。
	ガス	「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最大時の戸数をいう。
り災者	ブロック塀	「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
	り災世帯	「り災世帯」とは、災害により住家が全壊、半壊の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば、寄宿舍、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又は同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う。
	り災者	「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営む事ができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変形を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

4 住民等の安否情報の収集

災害対策本部、その他防災関係機関並びに自治会及び自主防災組織はお互いに協力し、災害時に住民等の安否情報の収集又は伝達に努める。

(1) 災害対策本部

災害対策本部は、多数の者を収容する施設等における住民等の安否情報を集約する。

(2) 住民

住民は、大規模な災害に備え、家族との連絡方法や避難場所等をあらかじめ決めておくものとする。又、災害伝言ダイヤルを活用し、電話の輻輳の緩和に努めるものとする。

(3) 自主防災組織

自主防災組織は、地域内住民の正確な安否情報を把握するため、大規模災害が発生した場合の集合場所(一時避難場所等)をあらかじめ決めておき、地域内住民に周知しておくものとする。

また、自主防災組織の情報収集班は、収集した地域内住民の安否について、災害対策本部へ報告するものとする。

5 異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれがあるような次の異常現象発見した者は、その旨を遅滞なく施設管理者、市長、警察官、海上保安官に通報する。

通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市長に、また市長は、必要に応じ、津地方気象台、県及び関係機関に通報するとともに、連携して、住民への周知徹底を図る。

水害（河川、海岸、ため池等）

堤防亀裂又は欠け、崩れ、堤防からの溢水など

土砂災害・山地災害

山鳴り、降雨時の川の水位の低下及び流れの濁りや流木の混在、地面のひびわれ、沢や井戸水の濁り、斜面からの水の吹き出し、わき水の濁り又は量の変化、がけの亀裂、小石の落下など

異常気象

異常潮位、異常波浪、竜巻など異常な気象現象

第4節 通信の確保

市及び防災関係機関は、災害発生後直ちに、情報通信手段の機能確認を行い、通信の確保に努める。また、防災関係機関相互の施設を利用し、協力して通信体制を確保する。

1 機能の確認と応急復旧

- (1) 市及び防災関係機関は、災害発生後直ちに、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。
- (2) 西日本電信電話株式会社は、電気通信施設が被災した場合、防災関係機関等の災害対策用の通信の確保を優先して、応急復旧に努める。

2 非常時の通信手段の確保

- (1) 有線電話の優先利用
西日本電信電話株式会社に、あらかじめ「災害時優先電話」を登録し、通信連絡を確保する。
- (2) 有線通信途絶の場合
 - ア 防災行政無線、地域防災無線、消防無線、救急無線、水道事業無線のほか他機関の無線通信施設を活用する。
 - イ 携帯電話、自動車電話、衛星携帯電話等の移動通信回線を活用する。
 - ウ 他の防災関係機関の有する無線通信施設を利用することができる。
 - エ 無線通信途絶の場合、職員派遣による情報連絡等、あらゆる手段をつくして情報連絡できるように努める。

第5節 応援要請

市内において災害が発生し、自力による対応が困難な場合は、災害対策基本法等に基づき、関係機関等に速やかに応援を要請する。

1 応援要請

市は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、県、他市町村、指定地方行政機関等に対し、次表に掲げる事項を明記した文書をもって、応援を要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等によって要請し、事後速やかに文書を送付する。

2 受入体制の確保

(1) 連絡体制の確保

市は、連絡窓口を設置し、要請先である県、他市町村、その他関係機関等との情報交換を緊密に行うものとする。

(2) 受入計画の策定

市は、物資等の応援を速やかに受け入れるための施設を確保する。

また、応援部隊が到着後に迅速かつ円滑に活動ができるよう、あらかじめ、部隊の受入施設や必要となる資機材・物資等の確保について定めた受入計画を策定する。

なお、被災地側での交通手段・宿泊・食事等の手配に難を生じる場合は、派遣側で準備を行うことを明確に伝える。

〔応援要請〕

	要請の種別	要請に伴う付記事項	経費負担
応援・応急措置	1．県への応援要請 (災害対策基本法第68条)	(1)災害の状況 (2)応援(応急措置の実施)を要請する理由 (3)応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 (4)応援(応急措置の実施)を必要とする場所	要請者
	2．他の市町村への応援要請 (災害対策基本法第67条 三重県市町村災害応援協定 三重県水道災害広域応援協定)	(1)災害の状況 (2)応援(応急措置の実施)を要請する理由 (3)応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 (4)応援(応急措置の実施)を必要とする場所 (5)応援を必要とする活動内容(必要とする応急措置内容) (6)その他必要な事項	要請者
	3．他の消防機関への要請 (三重県内消防相互応援協定 高速自動車国道関・伊勢線消防相互応援協定)	(1)災害の状況 (2)人的、物的被害状況 (3)気象、地形、市街地、進入経路状況 (4)応援希望部隊名 (5)他の応援要請状況 (6)その他必要事項	人件費等の経常経費及び公務災害補償費は応援市町村の負担とし、これ以外の経費については要請市町村等の負担とする。
	4．緊急消防援助隊の要請 (消防組織法第24条の3)	(1)災害の状況 (2)応援(応急措置の実施)を要請する理由 (3)応援を希望する物資、設備等の種類及び数量 (4)応援(応急措置の実施)を必要とする場所 (5)応援を必要とする活動内容(必要とする応急措置等) (6)その他必要な事項	国の指示を受けて出動した場合の人員費等については政令に従い国が負担する。 それ以外の出動の場合は、公務災害補償費に要する費用等を除き要請者が負担する。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">応援・応急措置</p>	<p>5．防災ヘリコプターの要請 (三重県防災ヘリコプター応援協定)</p>	<p>(1)災害の種別 (2)災害発生の日時、場所及び被害の状況 (3)災害発生現場の気象状況 (4)災害現場の最高指揮者の職、氏名及び連絡方法 (5)飛行場以外の離着陸の所在地及び地上支援体制 (6)応援に要する資機材の品目及び数量 (7)その他必要な事項</p>	<p>応援者</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">職員の派遣・斡旋</p>	<p>6．県への指定地方行政機関または他自治体の職員の派遣の斡旋要請 〔 災害対策基本法第 29 条 地方自治法第 252 条の 17 〕</p>	<p>(1)派遣の斡旋を求める理由 (2)派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数 (3)派遣を必要とする期間 (4)派遣される職員の給与その他の勤務条件</p>	<p>他自治体から派遣を受けた場合は災害対策基本法施行令第 18 条に基づく所定の方法による。指定公共機関等から派遣を受けた場合は、各計画に定めるもののほかはその都度定めたもの、あるいは事前に相互に協議して定めた方法に従うこととする。</p>

第6節 広報活動

災害発生後の被害状況、生活関連情報や復旧状況などの災害関連情報を、報道機関の協力も得ながら、様々な手段で広報する。

1 情報提供体制の整備

災害時には、情報が輻輳するため、広報内容の一元化を図る。

防災関係機関は、連絡を密にし、各機関相互に錯綜のないよう万全を期する。

災害対策本部各部は、知り得た情報はすべて災害対策本部室に連絡するとともに、広報を必要とする事項は災害対策本部室を通じて行う。

2 広報の内容

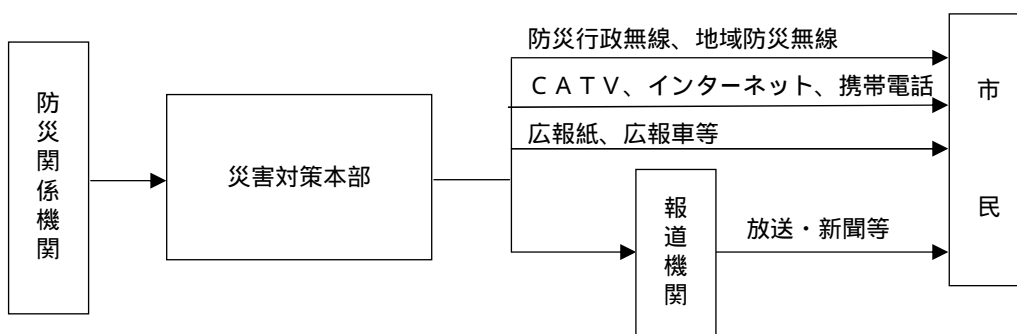
- (1) 被害状況
 - ・人的、物的被害
 - ・公共施設被害など
- (2) 気象関連情報
 - ・気象予報、警報など気象庁の発表する情報
 - ・二次災害の危険性に関する情報
- (3) 安否情報
 - ・死亡者の情報
- (4) 応急対策情報
 - ・河川、港湾、橋りょう等応急対策の実施状況
- (5) 生活情報
 - ・電気、電話、ガス、水道等ライフライン施設の復旧状況
 - ・避難所情報
 - ・給食、給水、衣料、生活必需品等の供給状況
- (6) 住宅情報
 - ・仮設住宅
 - ・住宅復興制度
- (7) 医療情報
 - ・診療可能施設
 - ・心のケア相談
- (8) 福祉情報
 - ・救援物資
 - ・義援金
 - ・貸付制度
- (9) 交通関連情報

- ・道路規制
- ・バス、鉄道、船舶、航空機の状況
- (10) 環境情報
 - ・災害ごみ
- (11) ボランティア情報
 - ・ボランティア活動情報
- (12) その他
 - ・融資制度
 - ・各種支援制度
 - ・各種相談窓口

3 広報手段

- (1) 報道機関（テレビ・ラジオ・通信社・新聞社）への情報提供
- (2) 防災行政無線、地域防災無線
- (3) ケーブルテレビ
- (4) インターネットホームページ掲載
- (5) 携帯電話による情報提供
- (6) 広報誌等の配布
- (7) 広報車の巡回
- (8) その他の情報

〔市の同報無線・広報紙・広報車等〕



4 広聴活動

- (1) 広報活動と同時に地域における広聴活動を行い、応急、復旧活動に市民の要望等を反映させる。
- (2) 相談窓口を開設し、市民等からの相談、問い合わせに対応する。
- (3) 生活維持等に関するニーズの把握に努め、要望事項は速やかに関係機関に連絡する。

第7節 水防及び土砂災害の警戒活動

市及び防災関係機関は、災害の発生を防ぐため、水防及び土砂災害の警戒活動を行う。

1 水防活動

(1) 実施機関

ア 指定水防管理団体

市の区域内における水防活動は、水防法第4条の規定に基づき、三重県知事から指定された水防管理団体たる市が行う。

イ 消防団

(ア) 消防団は、水防管理者（市長）の指示により、河川、海岸等の洪水又は高潮の被害に対する警戒、防御その他の作業にあたるものとする。

(イ) 消防団の組織

消防団の組織は資料編のとおり。

(2) 水防倉庫及び資機材・土砂の備蓄状況

水防倉庫及び資機材等の備蓄状況は資料編のとおりとする。

(3) 水防活動の配備基準

第2編第4章第1節による。

ア 消防団配備基準

種別	配 備 内 容	配 備 基 準
第一配備	消防団員は、緊急連絡がとれる体制を確保する。	1 大雨・洪水・高潮注意報が発表され、危険が予想されるとき。 2 豪雨や長雨などにより浸水や山・崖崩れ等のおそれがあり、水防の必要が予想されるとき。
第二配備	消防団員は、自宅又は連絡のとれる場所で待機し、出動体制を確保する。 なお、水防等警戒が必要な場合は危険箇所を巡視し、水防の事態が生じた場合は、そのまま活動できる体制とする。	1 大雨、洪水等の警報が発表されたとき。 2 河川が増水し、警戒又は水防作業の必要があるとき。 3 豪雨や長雨等により浸水や山・崖崩れ等の危険があるとき。 4 気象状況により高潮の危険が予知されるとき。
第三配備	消防団員全員をもって当たり、水防活動を行う体制とする。	1 風水害が発生し又は発生するおそれがあるとき。 2 その他、必要により水防管理者が配備を指令したとき。

イ 消防団動員計画

消防団長は、配備基準に基づき、団員の招集を行うものとする。

(4) 情報伝達

第3編第1章第2・3節による。

(5) 水防区域

本市における河川の重要水防区域及び、特に注意を要する区域は、資料編のとおりとする。

(6) ポンプ場、水門及び樋門等の位置並びに措置

ア ポンプ場及び樋門等の取り扱い責任者は、水防に関する予報及び警報等が発表されたことを知ったときは、水位の変動を監視し、必要に応じてポンプ操作並びに門扉の開閉を行わなければならない。

イ 取り扱い責任者は、ポンプ及び門扉の操作等について支障のないように、常に整備点検を行わなければならない。

ウ ポンプ場及び樋門等の位置は、別添資料のとおりである。

(7) 避難

第3編第1章第8編による。

(8) 輸送

第2編第5章第3・4節、第3編第1章第11節による。

(9) 監視、警戒体制

ア 観測

(ア) 水位の観測及び通報

a 水防管理者は、水防法第10条第1項の規定による洪水に関する予報の通知を受けたときは、常に水防活動に対する確かな状況判断が下せるようにしなければならない。

b 水防管理者は、水防警報が発表されたとき及び国・県から次の水位の通知を受けたときは、各関係機関及び住民に対し通知するものとする。

(a) 通報水位（水防体制に入る水位）

(b) 警戒水位（水防団が出勤・警戒にあたる指標水位）

(c) 特別警戒水位（洪水による災害の発生を特に警戒・避難等を考慮・すべき水位）

(d) 以後1時間ごとの水位

(e) 警戒水位を下ったとき

(f) 通報水位を下ったとき

(イ) 水位の測定

河川水位については、状況により排水部員及び消防部員並びに消防団員等を派遣し、資料編に示す測定場所において、水面と橋桁までの差異を測定又は目視し、常に状況を把握しておくものとする。

(ウ) 潮位の通報

水防管理者は、高潮又は津波のおそれが予知されるときは、関係機関と連絡をとり、潮位に関する情報を収集し、常に水防活動上、的確な情勢判断が下されるようにしなければならない。

イ 堤防の巡視及び警戒

(ア) 巡視

a 水防管理者は、水防法第9条の規定に基づき、常に区域内の河川、海岸堤防の巡視を行わせ、水防上危険と認められる箇所を発見したときは直ちに、報告させなければならない。

b 水防管理者は、前号の報告を受けたときは直ちに、市管理以外の河川等については、県出

先機関を經由してその管理者に連絡し、必要な措置を求めるものとする。

- c 堤防の巡視については、次の事項について留意し、洪水及び高潮に備えなければならない。
 - (a) 樋門、防潮扉等の点検
 - (b) 角落と資材の保管状況の確認
 - (c) 堤防等の点検

(イ) 警 戒

大雨・洪水・高潮に関する予報及び警報が発表された場合、又は必要と認められる場合は、重要水防区域等の監視及び警戒を厳重にし、現在工事中の箇所並びに既往の災害箇所、その他重要な箇所を重点に警戒し、特に次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに、水防管理者に報告するとともに、水防作業を行うものとする。

- a 堤防の裏のりの漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- b 堤防表のりで水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- c 堤防天端の亀裂又は沈下
- d 堤防溢水
- e 樋門の両袖又は底部からの漏水と扉の異常
- f 橋梁及びその他の構造物と堤防とのとり付け部分の異常

ウ 出 動

(ア) 災害対策本部員

災害対策本部各部、各班は互いに協力して水防活動を行うものとする。

(イ) 消防団員

河川の水位が警戒水位に達し、上昇の恐れがあるときは、水防管理者の出動指令により、直ちに出勤して、警戒又は水防活動を行う。

エ 居住者等の水防活動

水防管理者、消防長及び消防団長は、水防法第 17 条の規定により、水防のためやむを得ない必要があるときは、区域内に居住する者等に出勤を求め、水防に従事させるものとする。

オ 水防工法

工法を選択するにあたっては、堤防の組成材、流速、法面、護岸等の状態及び原因等を勘案し、最も効果的でかつ使用材料がその近くで得易い工法を施工すること。

カ 水防資器材の調達

水防資器材は関係地区内の水防倉庫から搬出し、不足を生じたときは災害対策本部の指示により、非被災地区の水防倉庫から調達するものとする。

キ 決壊等の通報並びに措置

(ア) 堤防、橋りょうその他の施設が決壊、損壊したとき、又はそのおそれがあるときは、消防分団長等現場にある者は電話その他適切な方法により水防管理者に報告するとともに、被害を最小限度にとどめるため、必要な措置を講じなければならない。

(イ) 水防管理者は、前項の報告を受けたときは、直ちに区域住民、警察署長、河川管理者に通知しなければならない。

ク 応 援

(ア) 警察官の応援要請

水防管理者は、水防法第 15 条の規定により、水防のため必要があると認められるときは、

警察署長に対し警察官の出動を要請するものとする。

(イ) 隣接水防管理団体等の応援要請

水防管理者は、水防法第 16 条の規定に基づき、水防のため緊急の必要があると認めるときは、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を要請するものとする。

(ウ) 自衛隊の応援要請

水防管理者は、大規模の応援が必要であると認める緊急事態が生じたときは、県水防本部長を通じて自衛隊の出動を要請するものとする。

(I) 社団法人三重県建設業協会の応援要請

水防管理者は、水防のため必要があると認めたときは、社団法人三重県建設業協会に協力要請をするものとする。

ケ 水防解除

水防管理者は、次のいずれかの通報を受け、水位が警戒水位を下り、危険が去ったと認められるときは、県水防支部と協議のうえ、これを解除するものとする。

(ア) 国土交通省及び三重県が発表する水防警報の解除

(イ) 気象台が発表（又は通報）する気象・洪水・高潮に関する注意報・警報及び津波予報の解除

コ 水防報告

(ア) 水防管理者は、次の場合直ちに、その概要を県水防支部に報告しなければならない。

- a 警戒水位に達し、又はそれ以外の場合で水防関係者が出動したとき。
- b 水防作業を開始したとき。
- c 他の水防管理者に応援を要請したとき。
- d 堤防、樋門及びため池等が決壊し、又はこれに準じた事態が発生したとき。

(イ) 水防管理者が水防解除を指令したときは、消防団長等及び警察署長に連絡し、住民に周知を図るとともに、県水防支部長に報告しなければならない。

(ウ) 水防顛末報告

水防管理者は、水防活動終結後、直ちに次の事項を取りまとめ、県水防支部長を経由して、知事に報告するものとする。

- a 気象状況
- b 警戒出動及び解除命令時期
- c 消防団員等の出動時刻及び人員
- d 堤防その他諸施設の異常の有無及び出動人員
- e 水防作業の状況
- f 使用水防資器材の種類及び員数
- g 水防法第 21 条の規定に基づき公用負担を命じた資材等の種別、数量及び使用場所
- h 応援の状況
- i 居住者の出動状況
- j 警察官の出動状況
- k 現場指揮者の職、氏名
- l 立ち退きの状況及びそれを指示した理由
- m 水防関係者の死傷の有無
- n 功労のあった者の職、氏名及びその功績の内容

- o 今後の水防施策上、改善を要すると認められる事項及びその要旨
 - p その他必要と認められる事項
- サ 水防信号及び標識

水防信号及び標識に関する規則（昭和24年三重県規則第76号）に基づき、次の水防信号及び標識を使用する。

(ア) 水防信号は、次の各号に掲げるものとする。

- a 第1号信号は、警戒水位に達したことを知らせるもの。
- b 第2号信号は、消防団の全員が出動すべきことを知らせるもの。
- c 第3号信号は、水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。
- d 第4号信号は、必要と認める区域内の居住者等に対し、避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。
- e 第5号信号は、水位が警戒水位を下り、増水のおそれなくなったことを知らせるもの。

(イ) 水防信号は、次に定める方法に従い発するものとする。

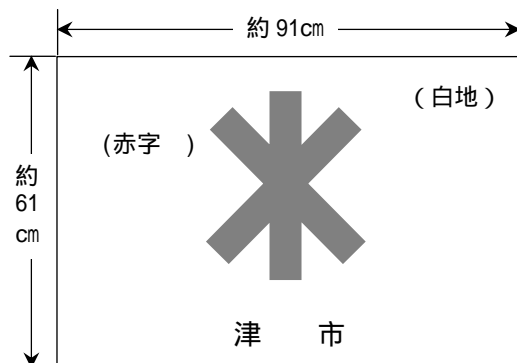
[水防信号の種類]

区 分	種 類	警 鐘 信 号	サイレン信号	その他の信号
第1号信号	警戒水位信号	休 休 止 止	約5秒 約5秒 約5秒 休止 休止 約15秒 約15秒	掲示板 警戒水位 発令中
第2号信号	出動信号	- - - - - -	約5秒 約5秒 約5秒 休止 休止 約6秒 約6秒	吹き流し  白
第3号信号	水防管理団体の 区域内の居住者 出動信号	- - - - - - - - -	約10秒 約10秒 約10秒 休止 休止 約5秒 約5秒	(白地に青色) 
第4号信号	避難信号	乱 打	約1分 約1分 約1分 休止 休止 約5秒 約5秒	
第5号信号	洪水警報 解除信号	- 1点と2点の斑点		形状大きさは 適宜

- a 信号は、適宜の時間継続する。
 - b 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。
- (ウ) 前記(ア)に掲げる「警戒水位」は、資料に示すとおりとする。
- (イ) 前記(イ)による「第4号信号」は、法第22条の規定に基づき発するものとする。

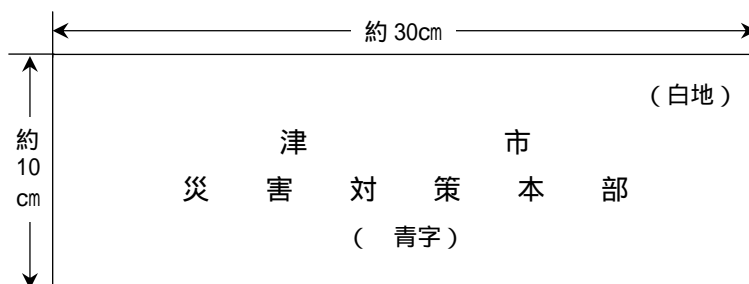
(オ) 車両等に対する優先通行の標識は、次のとおりとする。

a 車両等の標識



b 職員の標識

現場に赴く職員は、次の腕章を着用するものとする。



シ 水防訓練

水防訓練は、水防法第 28 条に基づき、次の項目について毎年十分訓練を実施するものとし、特に一般住民を参加させ、水防に対する意識の高揚、避難・立ち退き等の訓練に努めるものとする。

(ア) 実施要領

- 観測（水位、潮位、雨量）
- 通報（電話、伝達）
- 動員（消防団の動員、居住者の応援）
- 輸送（資材、人員）
- 工法（各水防工法）
- 樋門の操作法
- 避難・立ち退き（危険区域居住者の避難）
- 救援救護（災害対策本部の活動準備体制）

(イ) 実施の時期

指定水防管理団体の水防訓練は、毎年 7 月末日までに 1 回以上実施するものとする。

(10) 災害発生直前の対策

水防管理者は、水防計画に基づき河川堤防等の巡視を行い、水防上危険と思われる箇所について水防活動を実施する。

また、河川管理者、海岸管理者及び農業用排水施設管理者は、洪水、高潮の発生が予想される場合には、ダム、堰、水門等の適切な操作を行うものとする。

その操作にあたり、被害を防止するため必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を

関係市町村及び警察署に通知するとともに一般に周知させるものとする。

2 土砂災害警戒活動

(1) 状況の把握

災害発生直後、早急に急傾斜地崩壊危険区域等のパトロール等を行うことにより、被災状況の把握に努める。

(2) 危険箇所の点検

発災後の降雨等により発生が予想される土砂災害等の二次災害の防止、軽減を図るため、土砂災害危険箇所の点検を行うものとする。

その結果、危険性が高いと判断された箇所について関係機関や市民に周知を図るほか、土砂災害防止法等に基づいて整備された警戒避難の実施など、必要な応急対策を行うものとする。

(3) 災害発生場所の調査

土砂災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じて不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を実施するものとする。

(4) 市民への周知

道路など交通機関への影響について市民等に周知するための応急の表示等を行い、危険を回避する。

第8節 避難対策活動

安全な場所へ住民を移動し、住民の安全を確保する。
避難者の一時的な生活を確保する。
避難生活を適切に支援する。

1 自主避難の指導

市長は、住民に対して、避難場所、避難経路、避難の方法等を事前に周知することにより、自主的な避難や不測の事態時の緊急避難が実施できるよう指導しておくものとする。

2 避難情報の三類型の啓発

たん水・洪水等の危険地域、急傾斜崩壊危険地域等、多くの災害危険箇所があるため、災害時要援護者対策の必要性を鑑み、「避難勧告」「避難指示」等の前段階の情報として「避難準備情報」を明示し、市民に情報内容と行動規範を周知する。

3 市長の指示及び勧告に基づく避難

災害時、広域的に人命の危険が予測される場合、その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難のための勧告及び指示するものとする。

(1) 市長の指示（災害種別の限定なし）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要が認められるときは、市長は立ち退きを勧告し、急を要すると認められるときは、勧告及び指示するものとする。

この場合、市長は、速やかにその旨を知事に報告するものとする。（災害対策基本法第60条）

(2) 洪水のための指示

洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、立ち退きを指示するものとする（水防法第22条）。

4 警戒区域の設定

(1) 市長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、生命身体を保護するため必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限又は禁止し若しくは退去を命じるものとする。

(2) 警察官は、市長又はその職権を使う吏員が現場にいない場合、又はこれらの者から要求のあった場合、市長の権限を代行する。この場合は直ちに市長に対して報告する。

(3) 災害派遣を命じられた部隊などの自衛官は、市長、警察官が現場にいない場合に限り、市長の権限を代行する。この場合は、直ちに市長にその旨報告する。

5 避難のための立ち退きの勧告又は指示等の権限

実施者	災害の種類	要件	根拠法令
市長 (勧告・指示)	災害全般	災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき	災害対策基本法第 60 条
知事	災害全般	市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う	災害対策基本法第 60 条
警察官 (指示)	災害全般	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要請があったとき	災害対策基本法第 61 条
		人命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法(昭和 23 年法律第 136 号) 第 4 条
知事、その命を受けた職員 (指示)	洪水	洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第(昭和 24 年法律第 136 号)第 22 条
	地すべり	地すべりにより危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法 第 25 条 (昭和 32 年法律第 30 号)
自衛隊 (指示)	災害全般	災害派遣を命じられた部隊の自衛官が災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合	自衛隊法(昭和 29 年法律第 165 号) 第 94 条

6 避難の一般的基準

避難の勧告又は指示は、原則として次のような状態になったときに発せられるものとする。

- (1) 河川、ため池が特別警戒水位又は警戒水位を突破したとき
- (2) 洪水、地すべり、崖くずれ、山崩れ、土石流、ため池の決壊等による危険が切迫しているとき
- (3) 爆発のおそれがあるとき
- (4) 火災が拡大するおそれがあるとき
- (5) その他、市民等の生命または身体、財産を災害から保護するため必要と認められるとき

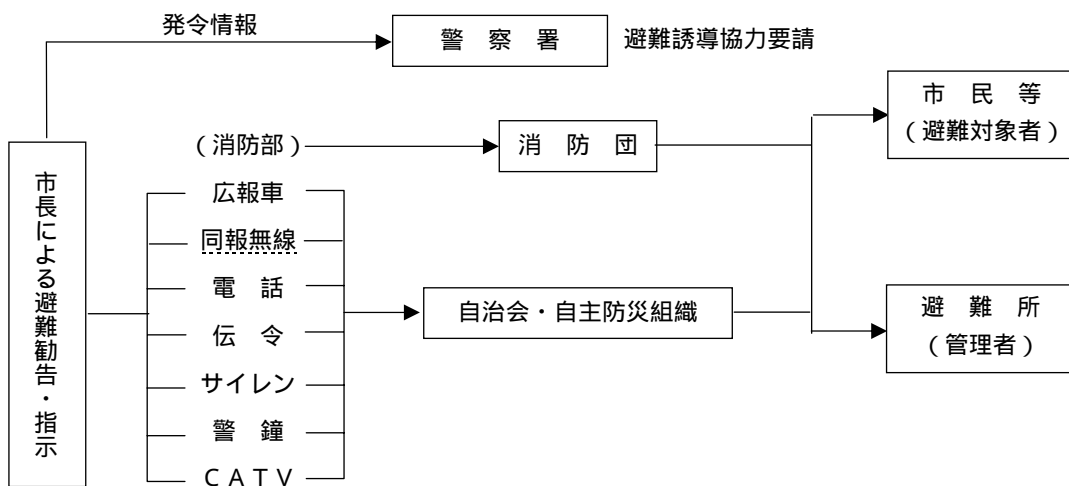
7 避難の勧告又は指示内容及びその周知

(1) 避難の勧告又は指示内容

避難の勧告又は指示は、次の内容を明示して行うこととする。

- ア 要避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難理由
- エ 避難経路
- オ 避難時の注意事項等

〔避難指示の方法 概念図〕



(2) 避難の周知徹底

避難のための立ち退き勧告、指示をしたとき又はその指示等を承知したときは、その地域に居住する者及び関係する各機関に通知、連絡し、その周知徹底を図るものとする。

ア 関係機関相互の通知及び連絡

避難指示者等は、避難のための立ち退きを勧告し、又は指示をし、あるいは指示等を承知したときは、関係機関に通知又は連絡するものとする。

イ 住民等に対する周知

(ア) 指示等の周知徹底

避難の指示又は勧告をしたとき若しくはその通知を受けたときは、関係機関と協力して、実情に即した方法でその周知徹底を図るものとする。

(1) 避難の指示文例

避難の指示文例は、次のとおりとする。

平成 年 月 日
津市災害対策本部指示
月 日 時 のため 地区は、被災の恐れがあるので、直ちに に避難してください。

(ウ) 避難信号

避難のためのサイレン吹鳴信号は、次のとおりとする。

警 鐘	乱 打		
余いん防止付	1分	1分	1分
サイレン信号		5秒	5秒

信号にあたっては、適当な時間継続し、必要に応じて、警鐘信号とサイレン信号を併用する。

8 避難勧告又は指示の解除

避難指示者は、避難勧告又は指示の解除にあたっては、十分に安全性の確保に努める。

9 避難方法

(1) 避難の順序

避難立退きの誘導にあたっては、高齢者、幼児、障害者、病人等の災害時要援護者を優先して行う。

また、災害時要援護者の情報把握については、社会福祉施設等を含め、民生委員や地域住民と連携して行う。

(2) 移送の方法

避難者が自力により立退き不可能な場合においては、車両、船艇等によつて行う。

(3) 広域災害による大規模移送

被災地が広域で大規模な立退き移送を要し、市において措置できないときは、市は県地方部に、避難者移送の要請をする。

また、事態が急迫しているときは、直接隣接市町村、警察署等に連絡して実施する。

(4) 携帯品の制限

避難誘導者は、避難立ち退きにあたっての携帯品を必要最小限にするよう指示するなど、円滑な立ち退きについて適宜の指導をする。

10 避難準備

避難の準備については、あらかじめ次の事項の周知徹底を図るものとする。

(1) 避難に際しては、必ず火気危険物等の始末を行う。

(2) 避難に際しては、3日分程度の食料・飲料水、手拭等の日用品、懐中電灯、携帯ラジオ、救急医療品等を準備しておく。

(3) 避難に際しては、素足、無帽は避け、最小限度の下着等の着替えや防寒雨具を準備しておく。

(4) 避難に際しては、できるだけ氏名票（住所、氏名、年齢、血液型等を記入）を準備しておく。

(5) 持ち出す貴重品は、準備しておく。

(6) 上記のうちから、必要なものを「非常持ち出し袋」等にまとめておく。

(7) その他避難の指示が発せられたときは、直ちに避難できるように準備を整えておく。

11 避難誘導

(1) 避難誘導は、市職員、消防署員、消防団員が地域の自主防災組織、自治会と協力し、警察官と連携して行うものとする。

(2) 誘導にあたっては、もっとも安全と思われる避難所へ自主防災会単位、自治会単位での集団避難を心がけ、妊産婦、傷病人、乳幼児、要援護高齢者、障害者等の災害時要援護者の避難誘導を優先的に行うものとする。

(3) 避難路については、安全を十分確認し、特に危険な場所は誘導員を配置、誘導ロープ等を設置する。又、夜間においては、照明器具を使用して避難中の事故防止に万全を期するものとする。

- (4) 避難にあたっては、携行品を必要最小限度に制限し、早期に避難を完了させる。
- (5) 災害時要援護者等の福祉避難所等への避難など、避難者の移動及び輸送が必要になった場合は、市が手配した車両により避難者を移送するものとする。移送にあたっては、必要に応じ警察署と連携を図るとともに、移送道路の整理警戒等の措置を要請するものとする。
- (6) 災害時要援護者の避難誘導
 災害発生時において、高齢者、障害者等の災害時要援護者は迅速・的確な行動がとりにくいため、避難誘導において取り残される等の危険性がある。そこで、災害時要援護者を適切に避難誘導するため、「避難準備情報」を発し、この段階で災害時要援護者の避難を促す。

12 避難所の開設及び運営

- (1) 収容者
 住居が全壊（焼）・流失、半壊（焼）等の被害を受け、あるいは受けるおそれがあるため避難した者で、一時的に避難所に収容する必要がある者に対して行う。
- (2) 設置の方法
 ア 避難所はあらかじめ指定している避難所とする。
 また、必要があればあらかじめ指定された施設以外の施設についても、土砂災害等の危険箇所等に配慮しつつ、管理者の同意を得て避難所として開設する。
 イ 災害の様相が深刻で、市内に避難所を設置することができないときには、知事及び関係市町村長と協議し、隣接市町村長に自市民の収容を委託し、あるいは隣接市町村の建物又は土地を借り上げて避難所を設置する。
 ウ 避難所を設置したときは、その旨を公示し、避難所に収容すべき者を保護しなければならない。
- (3) 設置報告及び収容状況報告
 避難所を設置したときは、直ちに開設状況等について、次により知事に報告するものとする。
 ア 避難所開設の日時及び場所
 イ 箇所数及び収容人員
- (4) 運営管理
 避難所の運営にあたっては次の点に留意して、適切な管理を行う。
 ア 避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等
 イ 避難者にかかるニーズの早期把握
 ウ 避難所における生活環境、避難者のプライバシーの確保
 エ 避難所の衛生状態及び避難者の健康状態の把握
 オ 施設の管理者、教職員、警察官、避難者を代表する自主防災会長・自治会長等の協力による「地域避難所運営委員会」の設置

[避難所運営委員会の班構成編成例]

運営委員会	管理情報班	避難誘導、避難所の開設・運営、情報収集・伝達、備蓄倉庫の管理、安否確認、トイレ設置等環境の維持管理等
	救護班	応急手当、医療機関との連絡、重傷者の連絡・搬送補助、保健対策等

	給食・給水班	貯水状況の確認・管理、飲料水の配布、備蓄食糧の配布、 救援物資の収受・管理・配布等
--	--------	--

カ 避難所配置の要員は、避難所において特に災害時要援護者に配慮し、概ね次の事項を実施する。

(ア) 負傷者に対する応急の救護及び搬送

(イ) 避難した者の把握

(ウ) 避難所周辺の火災等の状況確認

(エ) 避難した者への情報の伝達

(オ) 避難した者からの情報収集

(カ) 状況に応じ、避難した者への帰宅の指示及び保護者への引渡し

(キ) 施設の使用禁止部分の周知

(ク) 救援物資の搬入及び仕分け

(ケ) 食事の配分

(コ) 災害対策本部との連絡調整

また、避難所運営にあたっては、避難所間に格差が生じないように努める。

(5) 災害時要援護者への対応

避難所で生活する要援護高齢者等災害時要援護者に対し、自主防災組織・ボランティア等の協力を得て、次項等の各種救援活動を行う。

ア 民生委員等が種々の相談を受け、必要な措置を関係機関に要請する。

イ 保健師、ホームヘルパーなどによる支援活動を行う。

(6) エコノミークラス症候群に対する対策

車中での避難生活によりエコノミークラス症候群を発症するケースがあるため、車中での避難生活については十分な注意を促す。

13 避難所の閉鎖

(1) 災害の状況により、被災者が帰宅できる状態になったと認めるときは、避難所の閉鎖を決定し、救助部を通じて避難所職員に必要な指示を与える。

(2) 避難所職員は、救助部の指示により被災者を帰宅させるほか、必要な措置をとる。

(3) 被災者のうち、住居が倒壊等により帰宅困難な者がある場合は、避難所を縮小して存続させる等の措置をとるものとする。

14 避難所及び一時避難場所

(1) 避難所とは、大規模災害に際し、避難した市民を収容し保護するため設置する施設である。

(2) 一時避難場所とは、風水害による河川の氾濫や洪水、地すべり、崖くずれ、山崩れ、土石流、ため池の決壊等により危険な場合に、応急処置として一時的に立ち退いて危険を避ける場所であり、原則として救助活動は行わない。

市内の避難所及び一時避難場所は、資料編に示すとおりである。

第9節 消防救急救助活動

火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務等を確実に遂行し市民の生命・身体・財産を保護する。

1 消防救急活動

(1) 消火活動

ア 消火活動の主体として、火災が発生しやすい季節や市内で火災等の災害が発生した時は出火防止や初期消火活動の啓発活動を重点的に行うとともに、市民の避難時における安全確保及び延焼防止活動を行う。

イ 災害の規模が大きく、他市町村の応援を必要とする場合に、消防組織法第21条・第24条の3、災害対策法第68条等の規定により、県及び近隣市町村に対して応援出動を要請する。

(ア) 近隣市町村の応援のみでは対応できないほど災害が大規模な場合に、県、市町村及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき、「三重県緊急消防援助隊」の応援出動を要請する。

また、被災市町村からの要請又は県からの指示があった場合に、三重県緊急消防救助隊を編成・応援出動するとともに、防災関係機関との連携を図るため、連絡調整員として緊急消防援助隊員の中から数名を県災害対策本部内に配置する。

(イ) 災害の状況、津市の消防力及び県内消防相互応援協定に基づく消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、消防組織法第24条の4に規定する緊急援助隊の出動を要請するものとする。

緊急援助隊の出動を要請したときは、緊急消防援助隊調整本部を災害対策本部に併設し、関係機関との連絡調整を行う。

ただし、被害が県内の複数の市町村に及んだ場合は、調整本部は、県災害対策本部内に設置されるため、この限りでない。

ウ 県内外からの消防応援部隊の受援を行うとともに、重要防護地域への効果的な消防部隊の投入を図る。

エ 市長は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発することができ、警報を発したときは火災予防上必要な措置をとるものとする。

オ 災害情報の収集、伝達を迅速かつ的確に行うために、通信体制の拡充・多元化を図るとともに、非常時の電源等を確保しておく。

(2) 林野火災空中消火活動

ア 派遣要請

県防災ヘリコプターの派遣要請

市長は、林野火災が発生し、人命の危険、その他重大な事態となるおそれのあるときは、県防災ヘリコプターの応援を要請することができる。

イ 報告

市は、空中消火を実施した場合、速やかにその概要を県(防災対策室)に報告する。

報告事項

- (ア) 林野火災の場所
- (イ) 林野火災焼失(損)面積
- (ウ) 災害派遣に要した航空機の機種と機数
- (エ) 散布回数(機種別)
- (オ) 散布効果
- (カ) 地上支援の概要
- (キ) その他必要事項

(3) 救急活動

- ア 市は、医療機関、運輸業者等の協力を求めて救急活動を実施する。
- イ 市は、多数の傷病者が発生し、他市町村の応援を必要とする場合、消防活動と同様に、協定に基づき、県及び近隣市町村に対し応援出動を要請する。また県内の消防相互応援のみでは対応できないと判断した場合は、緊急消防援助隊の出動を要請する。
- ウ 市は、平常時において、住民に対し、応急手当の普及啓発を推進するとともに、救急救命士の育成及び医師の指示のもとに特定行為を行うことができる救急搬送体制の強化を図る。

(4) 資機材の調達等

- ア 消火・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。
- イ 必要に応じて、民間からの協力等により、消火・救急活動のための資機材を確保し、効率的な消火・救急活動を行う。

2 救助活動

災害対策本部は消防団、警察署及び自主防災組織等と協力して救助活動を実施する。

(1) 救助対象

り災者の救出は、次の状態にある者に対して行う。

- ア 火災時に火中に取り残された場合
- イ 倒壊家屋の下敷きになった場合
- ウ 流失家屋及び孤立した地点に取り残された場合
- エ 山津波あるいは雪崩により生き埋めになった場合
- オ 船舶が遭難し乗客等の救出が必要な場合
- カ 鉄道若しくは自動車の大事故が発生した場合

(2) 救助の手順

- ア 災害対策本部は、救助を要する状態にあるとの報告を受けたときは直ちに全力をあげて救助活動を実施しなければならない。なお、救助困難と認められたときは、警察署、消防団、自主防災組織、市民等の応援を得て実施するものとする。
- イ 救助された負傷者は、直ちに救急車又はその他の手段により症状に適合した医療機関、その他に搬送する。

(3) 資機材の調達

- ア 救助活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。
- イ 市は必要に応じて、民間からの協力等により、救助活動のための資機材を確保し、効率的な救

助活動を行うものとする。

(4) 行方不明者の搜索

行方不明者の搜索にあたっては、救助活動に引き続き災害対策本部が消防団、警察署、地域住民と協力して実施する。

(5) 関係機関等への応援要請

大規模な災害により市だけで対応できない場合は、県、県警察本部、近隣消防機関に協力を要請するとともに、三重県内消防相互応援協定に基づき、三重県緊急消防援助隊の出動要請又は消防組織法第 24 条の 3 に基づく緊急消防援助隊の出動要請若しくは必要に応じ自衛隊派遣要請を県に依頼するものとする。

(6) 関係機関との連絡調整

関係機関へ応援要請したときは、円滑な救助活動を実施するため災害対策本部は応援要請した関係機関の活動内容等について連絡調整を行うものとする。

第10節 被災宅地の応急危険度判定

降雨時の災害により、多くの宅地が被害を受けることが予想されるため、判定士を現地に派遣して危険度判定を行い、その危険性を周知することにより、二次災害を未然に防止し、市民の生命の保護を図る。

1 危険度判定実施本部の設置

- (1) 市は市の区域で危険度判定を実施するに当たり、災害対策本部の中に危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。
- (2) 実施本部は、判定士及び判定のための資機材等の確保をし、危険度判定活動を実施する。

2 被災宅地危険度判定士の派遣要請

市は、洪水等による地盤・擁壁等の変形による二次災害の防止を図るため、県に被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

被災宅地危険度判定士は、宅地の被害状況を現地調査して宅地の危険度を判定し、宅地に判定結果を表示するとともに、使用者（所有者・管理者）に勧告することにより注意を喚起する。

第 11 節 輸送及び交通応急対策

道路交通渋滞等により人命にかかる応急対策活動が支障をきたさないよう、陸上及び海上の交通を確保する。

発災後における緊急物資の輸送活動等の災害応急対策を円滑に行うため、緊急交通路を迅速に確保する。

1 実施機関

被災者及び災害応急対策要員の移送あるいは災害応急対策用物資、資機材の輸送は市において行うものとする。

ただし、市において処理できないときは、三重県災害対策本部の地方災害対策部（津地方県民局）に車両その他の輸送力の確保あるいは輸送、移送について応援を要請するものとする。

2 交通規制

路上放置車両等に対する措置

消防吏員は、消防用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいない場合に限り、次の「路上放置車両に対する措置」により警察官のとり措置を行うことができる。ただし、消防吏員のとった措置については、直ちに現場を管轄する警察署長に通知しなければならない。

『災害対策基本法第 76 条第 1 項に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行禁止規制が実施された区域又は道路の区間において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい障害が生じるおそれがあると認めるときは、警察官及び消防吏員は、その管理者に対し、道路外へ移動する等必要な措置を命じることができる。また、現場に管理者等がいないため命じることができない場合は、自らその措置を行うことができる。』

3 災害輸送の方法

(1) 次の方法のうち、最も適切な方法により実施する。

- ア 貨物自動車等による輸送
- イ 鉄道による輸送
- ウ 船舶による輸送
- エ 航空機による輸送
- オ 作業員等による輸送

(2) 緊急輸送

緊急車両の調達は、市が保有する車両等の一括管理により対応する。

(3) 輸送力の確保

- ア 契約財産課は、あらかじめ保有する車両の数、種類等を把握し、輸送計画を作成するものとする。
- イ 営業車を所有する者に協力を求める。

- (ア) 乗合自動車、貨物自動車
- (イ) 三重交通株式会社津営業所
- (ウ) 特殊自動車

(4) 災害時の車両燃料の確保

災害時における車両燃料を確保するため、市内の燃料取扱事業所の協力により確保を図る。

4 緊急通行車両の確保

- (1) 緊急通行車両として使用する車両について事前届出を行う。
- (2) 事前届出についての事務は、各警察署交通課において受付し、警察本部交通規制課において行う。
- (3) 発災時における「標章」の発行は、県及び各警察署において行う。

[緊急通行車両標章]



備 考

- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

5 鉄道輸送の確保

鉄道等の利用については、必要の都度、東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社等に連絡のうえ措置する。

第12節 障害物の除去

救出・救助活動等の最優先に実施すべき応急対策活動に支障が生じないよう、障害物を除去する。被災者が当面の日常生活を営むことができるよう、住家等に流れ込んだ土砂、竹木、がれき等の障害物を除去するとともに、応急活動を実施するための輸送が円滑に行われるよう道路、河川等の障害物を除去する。

1 実施機関

- (1) 山（崖）くずれ等によって住家又はその周辺に流れ込んだ障害物の除去は、市が行う。
- (2) 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路及び河川等の管理者が行う。
- (3) 災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任を受けた市長が行う。

2 道路障害物の除去

道路の通行に支障をきたす障害物があるとき、国道については、直轄区間は国土交通省が、その他の国道及び県道については三重県が、市道については市が、それぞれ除去するとともに、必要に応じ相互に支援し、速やかに道路施設の応急復旧を実施する。

除去に伴う作業は、自らの組織、労力及び資機材を用い、又は関係機関や社団法人三重県建設業協会等の協力を得て速やかに行う。

3 河川等の障害物の除去

損壊家屋等により河川等の流れに支障をきたすおそれがあるときは河川の管理者である国土交通省、三重県、市が協力してそれぞれの管轄河川の障害物を除去する。

除去に伴う作業は、自らの組織、労力及び資機材を用い、又は関係機関や社団法人三重県建設業協会等の協力を得て速やかに行う。

4 障害物の処理

障害物の処理については、次のことに留意して行うものとする。

- (1) 障害物の発生量を把握する。
- (2) 危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集する。
- (3) 障害物はできる限り分別収集し、リサイクルに努めるものとする。

5 除去した障害物の集積場所等

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するものとするが、おおむね次のとおり集積廃棄又は保管するものとする。

- (1) 廃棄するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空地、その他廃棄に適切な場所
- (2) 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適切な場所

第13節 飲料水の確保、調達

り災者等に対する飲料水及び生活用水を迅速かつ的確に供給する。

1 実施機関

市は、水道、井戸等の給水施設が損壊し、飲料水が汚染し又は枯渇のために現に飲料水が得られない者に対し、災害発生直後は、配水池等の備蓄水により飲料水を供給するものとし、その後は、仮設給水栓設置等により必要な生活水量を確保するものとする。

2 給水対象者

災害のため飲料水に適した水を得ることができない者及び炊事、洗面等の生活用水を得ることができない者。

3 給水量

給水量は、1人1日当たり、概ね3ℓとする。

なお、応急給水の目標水準は、次のとおりである。

被災発生	3日	1週間以内	2週間以内
段階	第1段階	第2段階	第3段階
目標水量	3ℓ/人日	20～30ℓ /人日	30～40ℓ /人日
主用途	生命維持に必要な飲料水	炊事、洗面等の最低生活用水	生活水の確保
給水方法	拠点給水 運搬給水	仮設給水所 拠点・運搬給水	仮設給水所の増設
給水拠点	住居より 500m以内	住居より 500m以内	住居より 250m以内

4 生活用水及び応急給水用資機材・人員の確保

(1) 生活水の確保

市は、災害時の生活水の水源として、震災対策用貯水施設等と被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、自然水(川、ため池等の水)、受水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。

(2) 応急給水用資機材・人員の確保

災害時に使用できる貯水槽等の整備に努めるとともに、応急給水用資機材の確保に努め、保有状況を常時把握する。

被災地給水人口から自己保有分で不足する場合は、「三重県水道災害広域応援協定」により所有機関に給水車、散水車及びろ過器等の応急給水用資機材及び人員の応援を要請する。

5 給水の方法

- (1) 給水方法は指定避難所、医療施設、直轄救護所、学校、市役所などの拠点給水とし、供給する飲料水は原則として水道水とする。
- (2) 飲料水が汚染したと認められたときは、ろ過後消毒し、水質検査を実施した上で、飲料水として適する場合のみ供給するものとする。
- (3) 被災地において、確保することが困難なときは、被災地付近の浄水場等から給水車、容器等(給水タンク、ポリタンク)により運搬供給する。拠点給水場所の設置等は資料編のとおり。

6 応急復旧

水道施設が損壊した場合は、まず、取水施設、導水施設、浄水施設の早期復旧を図り、次に送水管、配水場、配水本管、配水管、給水装置の順に復旧を図るものとする。

7 応援要請

大規模被災に対し給水部単独での応急対策は、その実施が困難であると想定されるため、被害の状況に応じて応急給水、応急復旧、資機材及び後方支援等に係る関係機関等に速やかに応援要請を行う。

8 車両・燃料等の調達

応急給水及び応急復旧等に必要な車両、工作機械、ポンプ等が不足する場合には速やかに関係団体及び関係業者等に支援又は手配の要請を行う。又、災害対策本部、取水場、浄水場、配水場の非常用発電機燃料及び車両の燃料等についても関係団体及び関係業者等に緊急手配等の要請を行う。

9 広報体制

被災後の広報については、市民に対して、断水の状況、応急給水方法、応急復旧の見通し、飲料水の衛生対策等について広報することにより、市民の不安解消に努めるものとする。

第14節 食料の確保、調達

大災害の発生時において、被災者及び応急対策活動従事者に対する迅速な食料供給を行う。

1 実施機関

災害時における主食等の供与及び炊き出しは、市長が実施するものとし、災害救助法が適用されたときは、知事の委任を受けて市長が実施するものとする。

2 供給対象者

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住家が流出、全壊、半壊又は床上浸水等の被害を受け、炊事のできない者
- (3) 旅行者、市内通過者等で食料を得る手段のない者
- (4) 被災地における救助作業、災害防止及び応急復旧作業に従事する者に対し、給食を行う必要があるとき

3 応急食料の調達

- (1) 食料の調達
 - ア 市は、県との応急食料の緊急引渡しについての三重県市町村災害時応援協定に基づき米の調達を行う。
 - イ 米以外の主食及び副食等の調達については、事前に協力を要請してある業者から速やかに購入するとともに、不足を生じた場合には、直ちに県等に斡旋を要請する。
 - ウ 非常食料については、一時的なものとして各避難所に分散配備済みの乾パン等を必要に応じて避難者に供給する。
- (2) 主食の確保
 - ア 主食は、原則として握り飯、弁当又はパンとする。
 - イ 給食基準額は、災害救助法の例による額とする。
 - ウ 主食の提供期間は、原則として電気・ガス・水道等ライフライン機能が復旧し、被災地周辺の商店等商業機能が復旧した段階までを目途とする。
- (3) 主食等の調達先
主食等の調達先は、事前に協力依頼した業者から調達する。不足分は他の業者からも調達する。
- (4) 非常用食料の備蓄
非常用食料の備蓄計画は、資料編のとおりとする。

4 炊き出しの実施及び食料の配分

- (1) 炊き出しの実施
 - ア 炊き出しは、自治会、自主防災会、婦人会等の協力により既存の給食施設等を利用して行うも

のとする。

炊き出しの場所及びその能力は資料編のとおりであるが、被害の状況によっては炊き出し場所を変更し又は増減することがある。

なお、炊き出しの場所には、市職員等の責任者が立会い、その実施に関して指導するとともに、関係事項を記録するものとする。

イ 供給対象者はり災者及び救助作業、急迫した災害の防止又は緊急復旧作業の従事者とする。

ウ 供給品目は米穀及び副食のほか、必要に応じ乾パン、パン及び麺類等とする。

エ 供給数量は市長及び知事が必要と認めた数量とする。

(2) 食料の配分

災害用の食料の配分について、事情により急を要すると認められたときは、市長がその責任において現品の購入又は引渡しを受けて実施する。

ア 調達した食糧は、避難所の責任者へ引渡し、責任者を通じて避難者へ配布する。

イ 炊き出し、その他食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。住宅の被害により、り災者が一時縁故地等へ避難する場合は、近くの避難所で3日分以内を現物により支給する。

第15節 生活必需品の確保、調達

り災者等に対して、日常的に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品等の生活必需品を給与又は貸与する。

1 実施体制

(1) 実施機関

市長は、被災者に対する生活必需品等の給与又は貸与を行う。

(2) 生活必需品等供給対象者

供給対象者は災害によって日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、しかも資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手することができない状態にある者とする。

2 生活必需品の確保

(1) 支給品目

被害の実情に応じ、寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料等の生活必需品について現物をもって行う。

(2) 物資の調達、輸送

市は、地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。

3 救援物資の受入れ及び配分

救援物資等の配分にあたっては、各配分段階において必ず受払の記録及び受領書を整備しておくものとする。

4 調達及び物資集積場所

物資の集積場所は次のとおりとする。

(1) 本庁倉庫

(2) 各総合支所

(3) 各出張所（一部除く）

5 支給方法

各世帯別の割り当ては、救助部が行う。支給又は貸与は総合支所管内については総合支所長、その他の区域は救助部長が行う。

第16節 医療・救護活動

り災者の生命、身体の保護にあたっては、災害現場、現地医療、後方医療の各局面での確な医療活動を行う。

現場医療においては、トリアージ及び応急処置を中心に行う。

後方医療においては、主に重傷者に対する迅速な高度医療を提供する。

1 実施体制

市は、社団法人津地区医師会との災害救護活動協定に基づき、速やかに救護活動の要請を行う。

2 救護班の編成

(1) 直轄救護班の編成

社団法人津地区医師会からの派遣医師等により、次のように基本編成する。

派遣医師 1名 薬剤師 1名 看護師 2名 保健師 2名

(2) 津地区医師会において、有事に備え次のとおり救護活動時の編成計画が立てられているので、必要に応じて協力を依頼する。

津地区医師会救護活動時の編成表は資料編のとおりとする。

ア 津地区医師会長は救護本部を設定し、また救護班を編成し、その指揮を行う。

イ 救護班の編成は、津地区医師会班組織を基本とし、災害の状況により複数単位の編成を行う。

ウ 災害発生地域の班は要請を受けた場合、直ちに現場へ急行し、その状況を報告すると同時に救護にあたる。

エ 班長は現場責任者となり、その指揮を行う。

オ 大きな災害があるときは、各班より1名ずつ連絡者（事務員、その他）を本部に派遣し、指令を受ける。

カ 本部を津地区医師会（227 - 1775）とするが、状況により移動して臨時本部を設置することもある。

3 救護所の設置

(1) 救護所の設置場所は、原則として津市休日応急・夜間こども応急クリニックとする。

(2) 避難所及び現地から救護要請があったときは、直ちに出勤するものとする。

(3) 状況に応じて救護所を現地又は避難所に設置する。

(4) 必要に応じ、津地区医師会救護班に協力を依頼し、救護班の出動及び救護所の設置を行う。

4 医療、救護活動

(1) 医療及び助産の対象者

医療及び助産の救助は、次の者を対象に実施する。

ア 医療救助

医療を必要とする負傷又は疾病の状態にあるにもかかわらず災害のため医療の途を失った者

イ 助産救助

災害発生時(災害発生前後7日以内)に分娩した者で災害のため助産の途を失った者

(2) 医療及び助産の実施方法

ア 救護班の派遣による実施

(ア) 救護所(現地医療活動場所)の場合

a 設置時期

災害発生直後数日間

b 設置者

市等

c 設置場

市があらかじめ選定した候補地の中から、災害の態様に応じて適切な場所に設置

d 役割

(a) 医療のトリアージ

(b) 応急措置

(c) 周辺医療機関への搬送指示

(d) 遺体の一次収容

(e) 遺体の検視・検案に対する協力

e 救護所におけるトリアージ

救護所において行われるトリアージ(医療トリアージ)は、医師により行い、「保留群(緑)」、「準緊急治療群(黄)」、「緊急治療群(赤)」、「死亡群(黒)」の4分類とする。

イ 医療機関による方法

(ア) 被災地の救急病院等医療機関による実施

市は、救護所の設置又は医療救護班が到着するまでの間若しくは被災地の救急病院等医療機関によって医療を実施することが適当なときは、当該医療機関の協力を得て実施する。

(イ) 被災地周辺の救急病院等の医療機関による実施

市は、被災地での医療を支援するため、必要に応じ周辺の救急病院等の医療機関の協力を得て実施する。

ウ 患者搬送及び収容の実施

市は、医療救護班又は被災地の医療機関で対応できない重篤救急患者等を、医療が可能な被災地周辺の救急病院等の医療機関へ搬送し、医療を実施するものとする。また、被災地及び被災地周辺の救急病院等の医療機関で対応できない重篤救急患者については、災害拠点病院へ搬送し、医療を実施するものとする。

エ 応援等

市は、当該地域において医療、助産救助の実施が不可能又は困難なときは、県の地方部長に医療救護班の派遣要請を行う。ただし、緊急を要する場合は、隣接地の救護班の派遣要請等を行い実施する。

オ 災害拠点病院との連携体制

災害対策本部(救助部)は、災害拠点病院と患者搬送についての協力依頼を行い、医療救護を行う。

(3) 損害補償

救急医療及び助産活動のため出動した医師等がそのために死亡又は負傷し、若しくは疾病にかかり、あるいは廃疾となったときは、災害対策基本法第 84 条第 2 項等又は災害救助法第 29 条の規定に基づき、市又は県若しくは企業体等は、その者又はその者の遺族、被扶養者がこれによって受ける損害を補償するものとする。

5 負傷者の搬送

消防は、要請のあったとき若しくは自らの判断により必要と認めたときは、直ちに救急自動車及び救急隊員等を災害現地に出動させ、傷病者を医療機関等に搬送するものとする。

なお、傷病者搬送用の車両が不足するときは、第 11 節「輸送及び交通応急対策」により応急的に措置するものとする。

また、市長等は、緊急性があり、防災ヘリコプター以外に適切な手段がないときは、知事に対し防災ヘリコプターの派遣要請ができるものとする。

6 こころのケア

(1) 被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。

(2) 高齢者、障害者等災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じて、福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て、実施する。

7 収容施設

(1) 傷病者及び妊産婦で、病院等への収容を必要とする場合は、災害救護活動協定書第 4 条に基づき行う。

(2) 収容の場合はできる限り救急車を利用する。

8 救護に必要な医薬品、衛生材料の確保

災害の状況により医療機関の医薬品等が不足する場合は、県に対し備蓄医薬品等の支給を求める。

9 日本赤十字社が実施する対策

災害救助法に基づく救護業務（医療、助産及び死体の処理）は次のとおりである。

(1) 医療救護活動

災害発生時迅速に行動がとれるよう常備救護班 8 個班を編成し、救護活動を行う。

(2) 救護班活動

ア 救護班編成及び派遣

医 師	1 人	ただし、災害の規模や種類に応じて、編成人数を増減し、又は専門分野の要員（医師、助産師、薬剤師等）を加えることもある。
看護師長	1 人	
看 護 師	2 人	
主 事	2 人	
計	6 人	

イ 救護所の開設

(3) 赤十字奉仕団の活動

災害発生時において、日本赤十字社三重県支部は、次の奉仕団に協力を要請する。

区 分	活 動 概 要
地域奉仕団	市町村単位に組織され、避難誘導、義援金募集、炊き出し等に協力をする。
青年奉仕団	18歳以上の社会人、学生の青年層により組織され県支部の救援物資搬送等に協力する。
無線奉仕団	県内無線愛好家により組織され、情報収集、被災地の案内等に協力する。
安全奉仕団	県内各地で講習会を開催し、実技指導を行っている赤十字救急法、水上安全法指導員で組織している。被災地において日赤救護班のもとで負傷者の救護等に協力する。
救 護 ボランティア	災害時に救護所設営・運営・救護物資の管理・運搬、ボランティアの受付、安否調査、幼児一時あづかり、カウンセリング、情報収集・伝達、道路案内、通訳等の協力をする。

第 17 節 消毒・保健衛生・廃棄物の処理活動

被災地における感染症の流行等を未然に防止する。

被災地において大量に発生する廃棄物（倒壊家屋等のがれき、避難所のし尿等）を適切に処理し、環境衛生に万全を期す。

1 防疫活動

(1) 実施責任者

市長は、災害の発生に際し、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号）及び予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）の趣旨に基づいて速やかに必要な防疫措置を実施する。

(2) 防疫班の編成

- ア 薬剤配布班
- イ 予防接種班
- ウ 保健班

(3) 防疫器具

普通車（消毒機付）、動力噴霧器（二兼式）、電動式噴霧器、その他各種容器等により実施し、必要に応じ借り上げするものとする。

(4) 検病調査及び健康診断

ア 検病調査班の構成

検病調査班は、医師 1 名、保健師（又は看護師）1 名および助手 1 名で編成する。

イ 検病調査の実施

検病調査班の稼働能力を考慮し、緊急度に応じて計画的に実施するが、たん水地域においては週 1 回以上、集団避難所においてはできる限り頻回行う。

ウ 検病調査班の任務

(ア) 災害地区の感染症患者の発生状況の迅速かつ正確な把握

(イ) 未収容患者及び保菌者に対する適切な処理

(ウ) 全般的な戸口調査

(エ) 前号による疑わしい症状のある者の菌検索及び接触者の保菌者検索

エ 病理調査の結果、必要があるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 17 条の規定による健康診断を実施する。

2 防疫の種類

- (1) 清潔方法及び消毒方法の施行
- (2) そ族昆虫等の駆除
- (3) 臨時予防接種の施行

3 薬剤の備蓄整備

- (1) 防疫薬剤については、計画的な備蓄整備を図るとともに緊急時には速やかに調達できるように調達可能業者に協力を要請するものとする。
- (2) 市においても次のとおり常時備蓄するものとする。

薬 剤 名	容 量	保 管 数
ク レ ゾ ー ル	500 ml入	200 本
オ ル ソ 乳 剤	500 g入	1,000 本

4 消毒活動

- (1) 浸水地区など感染症が発生するおそれがある地区を重点に消毒を実施するとともに、次の消毒方法によりねずみ、蚊、蠅等の駆除を行う。
- ア 動力噴霧器架載自動車による消毒
- イ 手押噴霧器による消毒
- (2) 避難所の防疫指導
- 避難所生活が長期化する場合は、自主防災組織、自治会の協力を得て、避難所内の防疫指導を行い、衛生管理面の徹底を図るとともに感染症の早期発見に努める。
- (3) 臨時予防接種の実施
- 三重県知事の命令により、被災地区の感染症の未然防止又は拡大防止のため、種類、対象及び機関等を定め、三重県や津地区医師会の協力のもと臨時予防接種を実施する。
- (4) 感染症を未然に防止し、環境の悪化を防止するため、衛生教育を行うとともに、防疫に関する意識の普及及び啓発の広報活動に努める。

5 防疫の基準

- (1) 衛生状態の向上を図るため消毒を実施する場合において、その薬剤基準量は概ね次のとおりとする。

被災住家1戸当たり

薬 剤 名	流失・全半壊 床上浸水家屋	床下浸水家屋	井戸かん水家屋
クレゾール	500 ml		
オルソ乳剤	500 g	500 g	
次亜塩素酸ソーダ液			100 g

- (2) そ族昆虫等駆除を実施する場合において、その薬剤基準量は概ね次のとおりとする。

被災住家1戸当たり

薬 剤 名	流出・全半壊 床上浸水家屋	床下浸水家屋
殺 虫 剤 (油剤)	2 l	2 l
殺 そ 剤	50 g	50 g

6 廃棄物の処理

(1) 処理体制

被害地域のごみの発生状況と、収集運搬体制及び処理施設の稼働状況を総合的に判断して、適切な処理体制を敷くものとする。

また、市は、日々大量に発生するごみの処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して集積や分別の協力依頼を行うものとする。

処理機材、人員等については、可能な限り市の現有の体制で対応することとするが、必要に応じて機材の借り上げ等を行うことにより迅速な処理を実施する。

(2) ごみ処理能力

[ごみ処理施設の処理能力]

施設名	焼却能力
西部クリーンセンター	240 t / 24 時間
クリーンセンターおおたか	130 t / 24 時間
河芸町美化センター	20 t / 24 時間
安芸美清掃センター	10 t / 24 時間

(3) 処理方法

市は、災害により通常の収集場所の使用が不可能となった場合、ゴミ収集にあたり仮集積場所を設置する。

避難所及び災害対策本部が開設した指定以外の避難所等に仮集積所を設置することから、出入口、輸送路を確認しながら収集車を巡回させ応急処理を行う。

「西部クリーンセンター」「クリーンセンターおおたか」「河芸町美化センター」「安芸美清掃センター」で焼却、白銀環境清掃センターで埋め立て処分を原則とするが、一時的に多量のごみが出ることから、できる限りの分別排出と資源化に努め、市の公共用地、河川敷、海岸等に一時的に集積し、他市町村への委託、県への要請等により焼却を行う。

ただし、県施設の使用に関しては、事前に協議要請する。

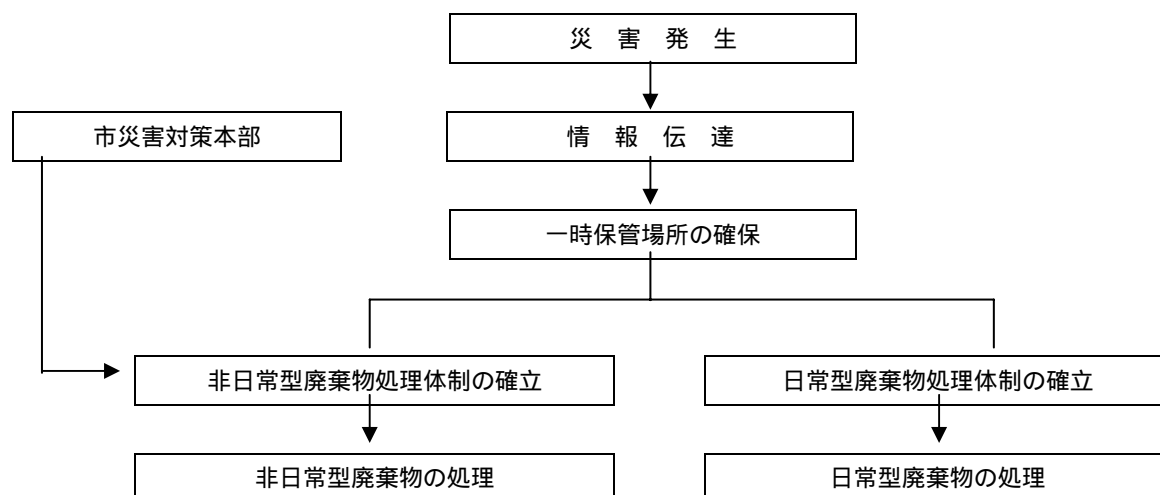
(4) 被災地が広大な場合の措置

被災地が広大なときは、関係業者の協力を要請するとともに、近隣市町村及び県の対応を求めるものとする。

(5) 応援の要請

災害により被害を受け、その処理能力が減少又は停止し、本市のみでごみ処理ができないときは、近隣市町村及び県の応援を求めるものとする。

〔ごみ処理対策活動フロー図〕



7 し尿処理

災害により、上下水道設備が破壊され水洗トイレが使用できなくなった場合は、し尿の収集見込み量及び共同仮設トイレの必要数を把握する。なお、共同仮設トイレの設置にあたっては、高齢者、障害者に配慮する。また、収集方法については、し尿汲取車により医療機関、避難所等緊急性の高いところから収集する。

(1) 処理体制

し尿の発生量について、発生箇所、利用人数等を総合的に判断し、適切な処理体制を敷くものとする。特に、仮設トイレ、避難所の汲み取り便所については、貯蓄容量を越えることがないように配慮するものとする。

(2) し尿処理班の編成

し尿パトロール班及びし尿処理班（津市衛生中継所・津衛生センター・バキュームカー）により編成する。

(3) し尿処理能力

〔し尿処理施設の処理能力〕

施設名	処理能力
津市衛生中継所（貯留能力）	貯留槽 900 kl（300 kl × 3 槽）
津衛生センター	1 日 157 kl
クリーンセンターくもず	1 日 140 kl

第18節 遺体の捜索・処理・埋火葬

多数の死者、行方不明者が発生した場合に、捜索、処理、埋火葬等を的確に実施する。

1 遺体の捜索

(1) 実施者及び方法

遺体の捜索は、災害対策本部において奉仕団の労力等により救出に必要な舟艇その他機械器具等を借上げて実施するものとする。

ただし、災害対策本部において実施できないときは、他機関から応援を得て実施するものとする。

(2) 応援の要請等

災害対策本部において被災その他の条件により実施できないとき等は、次の方法で応援を要請するものとする。

ア 災害対策本部は、県地方部（健康福祉部）に遺体捜査の応援を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合等にあつては、近隣市町村等に直接捜索応援の要請をするものとする。

イ 応援の要請にあつては、次の事項を明示して行うものとする。

(ア) 遺体が埋没又は漂着していると思われる場所

(イ) 遺体数、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴及び持ち物等

(ウ) 応援を求めたい人数又は舟艇器具等

(I) その他必要な事項

2 遺体の処理、収容

遺体を発見したときは、災害対策本部は、速やかに所管する警察署に必ず連絡し、その検視を待つて必要に応じ、次の方法により遺体を処理するものとする。

(1) 遺体の処理は、災害対策本部において、医療班又は医師が奉仕団の労力奉仕により、処理場所を借上げ（仮設）、遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処置をする。

(2) 埋火葬までの間、適切な場所に安置するものとする。ただし、災害対策本部において実施できないときは、他機関所属の医療班の出動応援を求める等の方法により行うものとする。

3 遺体の埋火葬

埋火葬の実施は、災害対策本部において直接土葬若しくは火葬に付す。ただし、棺及び骨つぼ等を遺族に支給する等現物支給をもって行うこともできる。

なお、埋火葬の実施にあつては、次の点に留意する。

(1) 事故死等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けたあと埋火葬する。

(2) 身元不明の遺体については、警察、県医師会、県歯科医師会に連絡し、その調査にあつるとともに、埋葬にあつては土葬とする。

(3) 被災地以外に漂着した遺体等のうち、身元が判明しない者の埋葬は、旅行死亡人としての取扱いによる。

なお、埋火葬の実施が、災害対策本部でできないときは、「1(2) 応援の要請等」に準じて他機関の応援及び協力を得て実施するものとする。

4 火葬処理の応援

大規模災害等により死体の数が多いとき、又は市火葬施設が損壊し、市施設だけでは処理しきれないときは、近隣市町村に火葬の協力を依頼するとともに県に対して必要な措置を要請する。

第 19 節 犬、猫、特定動物等の保護及び管理

被災動物の適切な管理により、愛玩動物との共生を図り、特定動物による危険を防止する。

1 動物の保護

- (1) 災害発生により被害を受けた動物を、獣医師会などと協力して把握し保護する。
- (2) 獣医師会や民間団体と協力して、逸走した特定動物の人間への危害の発生を防止する。

2 愛玩動物に対する対策

近年、ペットは家族の一員として生活を共にしていることから、避難所及び避難生活においてもその対策が必要となる。

基本的に屋内での避難生活ではペットと同居して避難することは不可能であるため、避難所の屋外の一角をペットの避難場所とし、ペットの保護の方法は首輪等を使用し、市民に迷惑がかからないよう、飼い主が管理することとする。

3 動物の処理

- (1) 埋却
埋却に十分な穴を掘り、死体の上に生石灰を散布し、土砂をもって覆うこと。
- (2) 焼却
十分な薪、わら、石油等を用い焼却させること。また、焼却後残った灰等は土中に被覆すること。

第20節 住宅の応急確保対策

住居を失った被災者のうち、自らの資力で住宅を確保又は修理することができない者に対する住居の確保に努める。

1 実施機関

- (1) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は原則として市長が行う。災害救助法が適用された場合においても、知事から委任されたとき又は知事による救助のいとまがないときは市長が行う。
- (2) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に係る建設資材の調達については、社団法人三重県建設業協会等の業界団体に協力を求めて、実施するものとする。

2 応急仮設住宅の建設

災害のため、住家が滅失したり、被災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図るものとする。

3 市営住宅等の活用

市営住宅に入居を希望している被災者に対して、災害被災者用住宅として可能な限り活用を図る。

第21節 公共施設・ライフライン施設等応急対策

災害発生後の二次災害を防止する。

被災者の生活確保のため、公共施設、ライフライン施設の迅速な応急復旧を行う。

1 公共土木施設等

(1) 道路、橋梁

産業経済の動脈であるとともに地域住民の生活基盤となっている道路（緊急輸送道路の確保に引き続き、市民の生活に欠くことのできない重要な生活道路）は、被災後速やかに応急復旧工事に着手し、早期復旧を進める。

又、橋梁についても同様に復旧工事に着手し、早期復旧を進める。

(2) 港湾施設

被災後の地域の状況によって海上の緊急輸送用の拠点として、応急仮棧橋を建設して緊急輸送に対処するよう管理者に要請する。

(3) 河川、海岸

河川及び海岸の堤防並びに護岸については、被災後速やかに応急復旧工事に着手し、浸水を防除するよう管理者に要請する。

(4) 下水道施設

被災後は速やかに応急復旧工事に着手するとともに処理不能となった場合、市民に対して下水排除の制限を行う。

また、復旧には平常時から諸資機材の整備点検を行い、災害に対する安全性の高い応急措置ができるようにする。

2 水道

(1) 水道施設の復旧作業は、他のライフライン事業者（電気、ガス、電話、情報供給機関）との連携を図りながら、関係事業者間の広域応援体制を確立し、その協力を得て早期復旧に努めるものとする。

(2) 水道施設の復旧作業においては、本管及び医療施設等緊急を要する施設に接続する配水管など重要施設から優先的に実施するものとする。

(3) 県営用水供給事業からの受水分については、県企業庁と連絡を密にしながら復旧にあたるものとする。

(4) 水道事業の復旧にあたっては、各自の復旧計画に基づき、速やかに実施するものとする。

自ら実施が困難な場合は、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、県等に応援を要請する。

〔「三重県水道災害広域応援協定」要請方法（参考）〕

- a 県内を5ブロック（北勢、中勢、南勢志摩、東紀州及び伊賀）に分け、各ブロックの代表市町（以下「代表」という。）をあらかじめ決めており、被災市町村は該当ブロックの代表市に要請を行う。
- b 代表者は、応援が必要と認めるときには、災害発生時に設置される三重県水道災害対策本部（以下「本部」という。）に要請する。
- c 本部は、代表者からの要請に基づき応援の調整を行った後、他の代表者を通じて市及び水道用水供給事業者に応援要請を行う。
- d 現地連絡本部が設置されたときは、上記 a , b で規定する応援要請は、現地連絡本部が代表者に代わってこれを行う。

3 電力施設応急対策（中部電力株式会社津営業所資料提供）

電力供給設備の災害予防、災害応急対策及び災害復旧は、次に定めるところによる。

（中部電力株式会社津営業所非常災害対策）

非常災害が発生した場合、復旧活動の迅速化を図り緊急事態に対応し、その対策に万全を期す。

(1) 災害防止対策

ア 日常における対策

(ア) 災害防止に必要な電力供給施設の強化を図るとともに、必要に応じ施設の点検・巡視を実施する。

(イ) 車両等を整備・確保して応急出動に備え、手持ち資機材の数量確認及び緊急確保を図る。

(ウ) 通信設備・機器の整備や通信形態による多重化等、情報収集・伝達ルートの確保を図る。

(エ) 社内専用通信ルート途絶の場合を考え、県警察及び関係機関の通信設備の相互利用、並びに情報交換協力態勢の確立を図る。

イ 災害のおそれがあるときの対策

(ア) 必要な要員を確保する。

(イ) 必要に応じ施設の巡視・点検を実施するとともに、仕掛かり中の工事の応急安全措置等の予防措置をとる。

(ウ) 広報車及び報道機関を通じて、電気に関する注意事項の広報活動を行う。

(エ) 関係会社、他支店及び各電力会社と連携をとり、電力融通、要員・資機材等の協力・応援体制を確認する。

(2) 早期復旧対策

ア 災害対策本部の設置

非常災害対策本部を設置して、電力復旧のための的確な処置を行う。

イ 要員・資機材の確保

(ア) 復旧活動及び支援活動に必要な要員・資機材の確保を行う。

(イ) 災害規模により、要員・資機材が不足する場合は、関係会社、他営業所、他支店、各電力会社等に支援を要請する。

(ウ) 復旧・支援要員及び物資の輸送手段、ルートの確保を行う。

ウ 情報連絡ルートの確保

通信手段を適切に運用し、情報収集・伝達の確保を行う。

また、社内専用通信ルート途絶の場合を考え、県警察及び関係機関の通信設備の相互利用、並びに情報交換協力体制の確立を図る。

(3) 復旧活動

ア 災害規模によってはヘリコプター等を使用し、災害規模の早期把握を実施するとともに、電力供給施設の巡視・点検を行い、被害状況の把握を行う。

イ 被害を受けた電力設備の重要度を勘察し、保安上支障のない限り、仮復旧及び他ルートからの送電、又発電機車等の活用で、順次送電区域を拡大する復旧計画を立案する。

ウ 復旧作業にあたっては、お客様の安全を第一に、送電予定区域内の安全確認を徹底しながら復旧作業を実施し、早期復旧を目指す。

エ 断線、倒壊した高圧線等の電力供給施設による公衆への危険防止については、速やかに適切な措置を講じるが、緊急かつ機動力を要する場合は県警察、自衛隊の出動を要請する。

オ 広報活動

広報車及び報道機関等を通じて、被災状況、二次災害の防止、復旧見込み等の広報活動を行う。

カ 情報連絡

地域復旧体制への協力及び情報収集と緊急車両の通行や船舶・ヘリコプター等運用のため、地方自治体、県警察、公共機関等との連携を保つ。

また、必要に応じて、災害対策本部に連絡要員を派遣する。

4 ガス施設応急対策 (東邦ガス株式会社津営業所資料提供)

災害時においてガス施設を防護し、二次災害防止を図るとともに復旧計画の策定の迅速化を図り、緊急事態に対応し、その万全を期するため、次のとおり定める。

(1) 非常体制

ア 警戒体制

警戒体制としてその状況により、第一次警戒体制・第二次警戒体制・第三次警戒体制・東海地震警戒体制をとる。

イ 復旧体制

復旧体制としてその状況により、第一次復旧体制・第二次復旧体制・第三次復旧体制をとる。

(2) 非常時における緊急措置

ア 情報収集

ガスによる二次災害を防止するための的確な措置を緊急に実施するため、供給区域にかかる地域内の被害情報を迅速に収集し、緊急巡回調査等によりガス施設の被害情報を把握する。

(ア) ガス製造所の施設の状況及び送出量の変動

(イ) 供給所ガスホルダーの送出量の変動、又は主要整圧器等の圧力の変動

(ウ) ガス漏えい通報の受付状況

(エ) 事業所建屋及び周辺家屋の被害状況

(オ) 動員した要員の報告による市街の状況及びガス施設の被害状況

(カ) 一般情報

a 気象情報

b 一般被害情報

テレビ・ラジオによる一般公衆の家屋被害情報及び人身被害発生情報、並びに電気・水道・

交通・通信、放送施設、道路、橋りょう等の公共施設の被害情報

c 対外対応状況

県・市町村災害対策本部及び警察・消防、並びに関係官公署・関係機関からの情報

d その他災害に関する情報（交通状況等）

イ 緊急巡回点検の実施

動員等により巡回要員が確保され次第、直ちに緊急巡回調査を行い、主要なガス施設及び供給区域の家屋等の被害状況を把握する。

ウ ガス供給停止の判断

設備の巡回点検やガス漏えい通報等により、発見された漏えい状況が緊急対応能力を超えるおそれのある場合は、ガスによる二次災害を防止するため、被害の大きいと想定される緊急措置ブロックのガス供給停止を行う。

エ 緊急連絡体制

被害状況、ガス供給停止の緊急措置、応援復旧に係る情報連絡や応援要請を関係機関に行う。

(3) 保安全管理

供給継続地区のお客様からのガス漏えい通報に対しては、処理要領に基づき迅速かつ適切に対応し、ガスによる二次災害の防止に必要な措置を講じる。

(4) 広 報

被害が発生した直後は、速やかに報道機関、自治体、警察、消防との連絡を密にし、広報活動の協力を得ながら時間的経過を踏まえて、状況に対応した適切な広報を実施する。

5 通信施設応急対策（西日本電信電話株式会社三重支店資料提供）

(1) 西日本電信電話株式会社三重支店

西日本電信電話株式会社三重支店は災害発生時には、速やかに応急措置、応急復旧工事に着手するものとする。

ア 災害対策

(ア) 災害対策体制

状況により必要と認められるときは、災害対策本部又は情報連絡室を設置する。

(イ) 本部又は連絡室の設置については、災害等の規模により支店長等が決定する。

イ 本部の組織

(ア) 本部長 NTT西日本三重支店長

(イ) 副本部長 NTT材メイト三重社長、NTTマーケティングアクト三重社長、
NTTビジネスアソシエイト三重社長

(ウ) 本部役員 三重支店災害対策本部班長及びNTTグループ会社部長

ウ 本部の業務

(ア) 災害等の状況及び被害に関する情報収集及び伝達をすること。

(イ) 災害応急対策及び災害復旧に関する具体的な方針決定及び応急復旧、本復旧に関すること。

エ 各班の任務

(ア) 情報統括班

a 本部運営及び各種調整に関すること

b 災害に関する社内・外情報の収集及び本部等への周知に関すること。

- c 行政の災害対策機関との連絡協力に関する事。

(イ) 設備復旧班

- a 電気通信設備の応急復旧計画に関する事。
- b 出勤可能な要員の確保と手配に関する事。
- c 災害対策機器の検討と出動に関する事。
- d 復旧用資材及び工事用車両の手配に関する事。
- e 回線の切替え及び規制措置に関する事。
- f 特設公衆電話の設置に関する事。

(ウ) お客様対応班

お客様への影響把握と臨時営業窓口の開設等に関する事。

(I) 広報班

- a 報道関係機関に対する情報提供に関する事。
- b 通信、電話の利用についての広報に関する事。

(オ) 総務厚生班

- a 復旧要員の宿舍の設営、非常炊き出し、補食を処理すること。
- b 社屋及び交換所等の保全について事前の手配及び応急的な措置を行うこと。
- c その他各部門についての庶務的事務を行うこと。

オ 通信設備

(ア) 各施設に対する応急措置

- a 高潮に備え、対象交換所は防潮板等により防護を行う。
- b トラヒックそ通状況、交換機等通信設備の監視強化を行う。
- c 屋外設備については道路の陥没、橋りょう、家屋の倒壊、火災等により被害は免れないと想定される。このため、重要ケーブル等については、その影響度合いを確認するものとする。

(イ) 段階的な応急対策

a 緊急復旧（初動体制）

災害発生から直ちに実施するものであり、災害用機器及び通信路線の仮復旧等で災害復旧に必要な緊急臨時回線の作成、長期避難所への特設公衆電話の設置等緊急の通話を確保するまでの対策とする。

又、復旧方法は屋外線及び仮ケーブル等による復旧、重要市外伝送路のマイクロ方式による救済、自家発電及び移動電源車の活用等である。

b 第一次応急復旧・・・重要回線及び公衆電話等の通話確保まで

対策は重要加入者及び重要専用線の救済、ボックス公衆電話の復旧、孤立地域の通信途絶解消等とする。又、復旧方法は屋外線、架空ケーブル及び地下ケーブルの仮工事等による復旧、非常用移動電話局装置、移動無線車及びポータブル衛星通信システムによる復旧等とする。

c 第二次応急復旧は、被害地の復旧状況に対応して、加入電話等がほぼ使用可能となるまでの対策とする。

(2) 株式会社NTTドコモ東海三重支店

非常災害の発生又は発生するおそれのある場合における、移動通信施設の防護並びに応急復旧

の促進については、次に定めるところによる。

ア 災害対策機関

(ア) 状況により必要と認めるときは災害対策本部又は情報連絡室等を設置する。

(イ) 本部又は連絡室の設置については災害等の規模により支店長等が決定する。

イ 本部の組織

支店長を本部長とし、本部は情報連絡班・応急措置班・お客様対応班・総務経理班等の各班により構成する。

ウ 応急措置

対象地域に対するトラヒックそ通状況の把握と、必要に応じてトラヒック規制措置等を実施する。又、各交換機・電力設備等の運用状態、停電状態を把握し、その影響度合を確認するものとする。

エ 応急復旧

電気通信施設を緊急に復旧する必要があるため、災害対策用機器、応急用資機材等により簡易な方法によって仮設備で復旧する等重要度に合わせて段階的に行う。

(3) 日本放送協会津放送局

ア 放送は総合テレビ・ラジオ第一放送を基幹メディアとするが、被害の状況によって教育テレビ・衛星放送・FM放送などを活用し、災害報道に万全を期す。

イ 安否情報など個人情報については、必要性が認められる場合は、関係部局と連絡を取りながら対応する。

(4) 三重テレビ放送株式会社

ア 放送体制

(ア) 非常災害対策要綱により災害対策本部を設置する。

(イ) 災害対策本部は動員計画表により、放送実施に必要な職員を確保する。

(ウ) 災害特別放送実施要項に基づき、緊急放送を実施する。

イ 放送応急措置

(ア) 演奏所

商業電力が停止した場合、非常用電源設備により、災害情報放送の送出を継続する。被災により演奏所が機能を失った場合は、中継車を臨時の演奏所とし、最小限の緊急放送を継続する。

(イ) 送信所・中継局

商業電力が停止した場合、長谷山送信所・伊勢中継局・青山中継局等の各基地局は、非常用電源施設により放送を継続する。

(5) 三重エフエム放送株式会社

ア 放送体制

非常災害対策本部を設置し、災害放送体制の確保を図る。

イ 放送応急措置

(ア) 放送対策

災害規模に応じ通常番組を中止し、あるいはそのまま適宜に「臨時ニュース」「災害特別番組」として、災害情報、安否確認、生活情報等を放送する。

(イ) 施設対策

本社及び放送所は商用電源が中断しても、非常用自家発電機により放送を継続する。

(ウ) 県との連絡

県との情報交換を密にするため、防災無線を活用するほか、状況に応じて社員を県に派遣して連絡に充てる。

6 公共交通機関施設応急対策

(1) 東海旅客鉄道株式会社

現地被災の情報を敏感に把握し、人命救助を第一として適切な初動体制のもとに被災列車の救援救護を最優先に行う。又、鉄道施設被害の応急処置をとり、輸送業務を早急に復旧する。

なお、旅客及び公衆の動揺、混乱の発生防止のため情報機能の維持に努める。

ア 災害時の活動組織

東海旅客鉄道株式会社に対策本部及び被災現地に現地対策本部を設置し、応急活動を行う。

イ 初動措置

(ア) 保守担当区の措置

災害により列車の運転に支障を生じる事態の発生、又は発生が予想される場合は、線路、トンネル、橋りょう、重要建造物、電車線路及び信号保安設備等の巡回、固定警備を行う。

(イ) 列車の措置

乗務員は、状況によっては旅客の避難、救出救護の要請を行うとともに、関係箇所に対し必要事項の速報をする。

(ウ) 駅の措置

駅長は次の措置をとる。

a 列車防護及び運転規制を行う。

b 速やかに情報収集を行い、必要によっては救護所の開設、医療機関の救援を要請する。

ウ 旅客の避難誘導及び救出救護

(ア) 避難誘導

a 駅における避難誘導

駅長は、被害の状況により、旅客への広報を積極的に行い、避難について駅員の指示に従うよう協力を求める。

b 列車における避難誘導

乗務員は、被害状況等について積極的に案内を行い協力を求める。又、被災の状況、救出救護の手配、避難場所その他必要事項について列車指令(最寄り駅)に連絡の方法を講じる。

(イ) 救出救護

列車の脱線、転覆、又は建造物の崩壊等によって死傷者が発生したときは、駅長及び乗務員は直ちに救出救護活動を行うこと。

対策本部長は、災害の実情に応じ運転事故及び災害応急処理取扱細則等の定めるところにより、直ちに救護班の派遣を指示する。

又、現地対策本部長は、現地社員を指揮し、救援の地域防災医療機関と協力し、最善の方法で救出救護活動にあたる。

エ 被災状況の早期収集及び関係箇所への連絡指示

オ 復旧体制の確立

カ 他機関との応援体制

災害により列車の運行が不能となった場合には、あらかじめ定められた他の運輸機関と打合わせのうえ、鉄道による振替輸送、又は、バスによる代行輸送の取扱いを行う。

(2) 近畿日本鉄道株式会社

人命尊重を第一とし、被害を最小限に防止するとともに、速やかに災害の復旧に努め、輸送の確保を図るものとする。

ア 関係者の措置

(ア) 運転指令者は、被害、列車運行等の状況把握に努め、列車に対して適切な指示を行う。

(イ) 駅長は付近の状況把握に務め、列車運転上危険と認められたときは、運転指令者に報告するとともに、列車の運転を見合わせる。

(ウ) 運転士は、運転指令者からの指令に留意するとともに、進路の異常の有無を確かめる。付近に異常が認められないときは、最寄りの駅まで注意運転を行い、駅長の指示を受ける。

(エ) 施設関係各区長は、要注意箇所を点検するとともに、指令を受けたときは至急巡回点検する。

イ 旅客整理、避難誘導

駅係員、乗務員は、状況を的確に判断し、旅客の整理避難誘導を行い、混乱による二次災害防止に努める。

ウ 他機関との応援体制

災害により列車の運行が不能となった場合には、あらかじめ定められた他の運輸機関と打合わせのうえ、鉄道による振替輸送、又は、バスによる代行輸送の取扱いを行う。

エ 災害が発生したときは、当社「災害救助規定」に基づき非常本部、非常支部、復旧本部を設け、連絡通報、被災者の救助及び災害の復旧にあたる。

非常本部は本社に、非常支部は各営業局に、又、復旧本部は現地に設ける。

(3) その他の鉄道事業者

伊勢鉄道株式会社についても同様の体制を整備するものとする。

(4) バス（一般乗合旅客自動車運送事業者）

県内における一般乗合旅客自動車運送事業者の災害対策計画は、三重交通株式会社を参考としたので、他の事業者においても防災体制の確立を図るものとする。

三重交通株式会社

災害発生時における速やかな応急措置、復旧については、人命尊重を第一にして輸送の確保を図る。

ア 災害発生時の組織対応

災害対策本部を設置し、被災現地への救援活動を行うとともに、情報収集、連絡を行い、必要に応じ応急計画に沿って、組織の一部を派遣し応急復旧にあたる。

イ 旅客の広報・避難誘導

(ア) 乗務員は被災状況等、情報収集の範囲において旅客への広報を積極的に行い、安全確保のための協力を求める。

(イ) 運行を中断したときは、速やかに車内に現存する旅客の人員を把握し、旅客の生命に危険が予想されるときは、直ちに安全な場所への避難誘導を行い、救助、応援の依頼等、旅客の保護のための適切な処置にあたる。

第 22 節 危険物による二次災害防止対策

危険物施設、高圧ガス施設、毒物劇物保管施設、火薬類貯蔵施設、放射性物質施設等の事故等による災害の発生時における被害の拡大を防止する。

1 連絡体制の整備

危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物等による被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、施設等の責任者と密接に連絡をとるとともに、県をはじめ関係機関と十分連携し応急対策を実施する。

2 危険物製造所等

市長は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所・貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用の制限をすることができる。

3 対策

(1) 危険物施設

関係事業所の管理者、危険物取扱者等は関係機関の指導を受けて、危険物施設の実態に即して応急対策を次のとおり講じる。

ア 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある場合、作業及び移送の停止並びに施設の応急点検

イ 危険物の混触発火等による火災の防止及び異常反応、タンク破壊等による流出、拡散の防止並びに初期消火活動の徹底

ウ 災害発生時の危険物に対する自衛消防組織と活動要領の確立

エ 災害状況の把握と関係機関及び関係事業所相互間の連携活動による従業員並びに周辺地域住民等に対する人命安全措置の強化

(2) 火薬保管施設

火薬保管施設は、災害発生時に火災、爆発の危険が大きく、施設の被害を最小限にとどめるため、関係事業者は危険予防規定を整備し自主防災体制を確立しておく。又、火薬保管施設の二次災害防止のため、警察、消防機関との連絡を密にし、施設に対して自衛保安に必要な指示を行う。

(3) ガス施設等

災害における危険時に際して、ガス事業者、高圧ガスの販売所・貯蔵所等の事業主は関係機関(県、市、消防機関等)に届け出る。

ア 消防機関への出動命令及び警察官等への出動要請

イ 警戒区域の設定に伴う立ち入り制限、禁止、退去

ウ 物的応急公用負担の権限及び障害物の除去等の権限

エ 災害応急対策は次のとおりである。

(ア) 関係機関及びガス事業者は、事故発生後直ちに出勤し相互連携をとりつつ速やかに危険区域

の住民に事態を周知、住民の安全を確保する。

- (イ) ガス事業者等は、ガス施設等が危険な状態になったときは直ちにガスを遮断するため、バルブの締め切り等のあらゆる措置を行い、危険を回避する。
- (ロ) ガス事業者等は、事業関係者であることが識別できる腕章等を着用する。
- (エ) 消防機関は、ガス事業者等と協議のうえ危険区域を中心に交通規制を行い、危険区域への立ち入り規制をする。又、市は防災関係機関と協力のもと地域住民を安全な場所に避難誘導する。

4 毒劇物施設

災害により被害を受け、毒劇物が飛散漏洩等の事故が発生した場合、毒劇物営業者及び業務上取扱業者等は、保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じるとともに、所轄の関係機関に届出のものとする。

また、市、県等関係機関は密接な連絡を取り合い、住民に対する広報、汚染区域の拡大防止措置、警戒区域の設定、被害者の救出救護、避難誘導等の措置を行う。

第23節 応急教育対策

災害時又は災害が発生するおそれがある場合、児童生徒及び園児の安全確保を図る。
被災後、速やかに被災地の教育機能を回復する。
市内文化財の被害を未然防止または被害拡大防止を図る。

1 実施機関

- (1) 市立小中学校、幼稚園の応急教育及び教育施設の応急対策は、教育委員会が計画し実施する。
- (2) 災害に対する市立小中学校及び幼稚園の措置については、教育委員会の計画に基づき学校長、園長が具体的な応急対策を講じる。
- (3) 教材、学用品の確保については市長が実施する。

2 児童生徒等の保護

児童生徒・幼稚園児の安全を確保するため、危険が予想される場合は、教育長又は学校長、園長、所長の判断で、次により臨時休校（園）の措置をとる。

- (1) 災害が始業後にあった場合は、早急に児童生徒・幼稚園児を帰宅させることとし、その際は、危険防止等についての注意事項を徹底させるとともに、必要に応じ教職員等が地区別に付き添うものとする。なお、幼稚園、保育園については、保護者等に連絡し引き渡すものとする。
ただし、保護者が不在の者又は居住地域に危険のおそれがある者は、学校等に保護する。
- (2) 登校（園）前に休校（園）の措置をとったときは、直ちにその旨を保護者、児童生徒等に連絡する。
- (3) 学校長等は、災害等で校舎等が危険であると予想される場合は、直ちに教育委員会等に報告し、適切な臨時避難の措置を行うとともに、教職員等を誘導にあたらせる。

3 教育施設の応急対策

(1) 施設等の被害状況の報告

施設管理者は、災害の規模、児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、教育委員会等に報告するものとする。教育委員会等は、報告に基づき校舎等の管理に必要な職員を確保し、直ちに現場に派遣し教職員等と協力して万全の体制を確立する。

(2) 施設の応急対策

- ア 校舎等の一部が使用できない場合は、特別教室、講堂、屋内体育館等を利用し授業を行う。
- イ 応急修理のできる場合は、速やかに修理のうえ使用する。なお、上記事項については、関係機関が協議して定めるものとし、その決定事項は、教職員、児童生徒及び市民に周知するものとする。
- ウ 黒板、机、椅子その他施設の修理可能なものは応急修理を行い、不足する場合は隣接の学校等の協力により措置する。状況を速やかに把握し、関係機関と密接に連絡のうえ、被害地域の状況に応じて被害僅少の地域の学校施設、公民館、その他の施設を借り上げる。

4 学用品の調達及び確保

(1) 給与の対象

災害により住家に被害を受け、学用品等を喪失またはき損し、就学上支障をきたした児童生徒等に対し被害の実情に応じ、教科書(教材を含む)、文房具及び通学用品を支給する。

(2) 給与の方法

学用品の給与は、市長(災害救助法が適用された場合は知事の委任による市長)が行う。

5 文化財の保護

(1) 被害報告

国・県・市指定文化財が被害を受けたときは、その所有者及び管理者、管理団体は、被害状況を調査し、その結果を速やかに教育委員会に報告するものとする。

(2) 応急対策

国・県・市指定文化財が被害を受けたときは、その所有者及び管理者、管理団体は、市指定文化財にあっては教育委員会の指示に、また国・県指定文化財にあっては県教育委員会の指示に従い、その保存等を図るものとする。

所有者等は教育委員会の指示・助言に従い、その保存等を図るものとする。ただし、人命に関わるような被害が発生した場合には、この限りではない。

6 り災児童・生徒の保健管理

(1) り災児童生徒等の心の相談を行うため、保健室におけるカウンセリング体制の確立を図る。

(2) 学校の設置者は応急処置器材を、各学校に整備し、養護教諭等が応急措置にあたる。

7 給食の措置

学校給食は、次のような事情を十分留意して、できる限り継続して実施する。

(1) 給食施設が被害を受け、自校調理が不可能な場合は、隣接校等の協力により実施する。

(2) 災害救助のための炊き出しに学校給食施設を使用した場合は、給食と炊き出しとの調整を十分留意する。

(3) その他給食の実施が外因的事情により不可能なときは中止する。

第24節 災害時要援護者への支援

避難や救出の困難さ、避難所生活の困窮等、災害にさまざまなハンディキャップのある高齢者、障害者や乳幼児等の要救護者への支援を、迅速、適切に実施する。

1 災害発生直後の支援策

(1) 安否確認

民生委員、自治会、自主防災組織、地区社会福祉協議会、関係団体、地域ボランティア団体等の協力を得て、速やかに障害者等在宅要救護者の安否確認を行う。

(2) 福祉ニーズの把握

被災した在宅要救護者が居宅、避難所及び応急仮設住宅等においても、福祉サービスが継続して受けられるよう、安否確認とあわせて福祉ニーズを把握する。

2 災害時要援護者の把握

(1) 一次調査

避難所要員は、避難所を開設した場合、自主防災組織、自治会やボランティア等の協力を得て、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者を把握し、これらの者に対して健康状態等について聞き取り調査（一次調査）を行う。

(2) 二次調査

救助部は、避難生活が長期化する場合、指定避難所において避難者名簿（一次調査）に基づき、災害時要援護者の所在、被災状況、介護の必要性を調査・確認する。

3 避難所等での災害時要援護者対策の推進

救助部は、避難所において生活する災害時要援護者のために、移動の円滑化、障害者用仮設トイレの設置等、災害時要援護者のための設備の充実を図る。又、避難空間については、トイレ等の利用のしやすさ、騒音・出入り口の配慮などを積極的に行うとともに、介護器具及び盲導犬利用者等への配慮を行う。

4 福祉避難所への避難

避難所での避難生活が困難な災害時要援護者は、一次調査・二次調査の結果から、福祉避難所への避難を実施する。

5 在宅福祉サービスの継続的提供

(1) 救助部は、被災した要救護高齢者、障害者等に対し、居宅、避難所、応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

- (2) 救助部は、社会福祉施設の早期開設に努め、高齢者や障害者等に対する福祉サービスの継続的な提供に努める。

6 その他の支援策

(1) 相談窓口の開設活動の要請

高齢者や障害を持つ人等に対しては、地域住民を中心としたきめ細かな救護体制を確立し、早期に相談窓口を設置する。

(2) 巡回相談の実施

避難所を定期的に巡回し、保健・福祉に関する相談窓口を開設し、避難所周辺の住民も含めた相談業務を行うとともに、地域保健・福祉ニーズの把握に努める。

(3) 災害情報の提供

関係団体は、ボランティア等の協力を得て、障害者や外国人等の要援護者に対して、災害情報の提供を行う。

ア 手話通訳者等の支援団体に情報を提供することにより、視聴覚障害者に確実に情報が伝達されるよう配慮する。

イ ラジオ、テレビ、広報車等の利用や障害者等の支援団体に情報を提供することにより、視聴覚障害者に確実に情報が伝達されるよう配慮する。

ウ 国際交流団体や外国人等の支援団体に情報を提供することにより、日本語を解さない外国人に確実に情報が伝達されるよう配慮する。

第25節 災害ボランティアの受け入れ

災害発生後、被災者の生活や自立を支援するため、市、県、日本赤十字社三重県支部、社会福祉法人三重県社会福祉協議会、社会福祉法人津市社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関は、相互に協力・連携し、ボランティアが被災者ニーズに応じて支援活動が円滑に展開できるよう、次のとおり定める。

1 ボランティア受け入れ体制の整備

(1) 受入窓口

救助部は、関係各部と連携し、ボランティアの受け入れ・活動の調整を行う窓口を設置する。

(2) 活動拠点の提供

救助部は、関係各部と連携し、ボランティア活動に必要な場所として市内の公共施設等を活用し、「市ボランティアセンター」を設置し、ボランティア団体へ情報を提供する。また、県が地方部に設置する「地域ボランティア情報センター」と連携する。

(3) 事前登録

災害時にボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、災害ボランティア・コーディネータ等を事前に登録し、その育成に努める。

2 ボランティアの活動の範囲

(1) 活動の範囲

災害発生時のボランティア活動の範囲は、被災世帯への救援物資の配給、たき出し、情報伝達等とし、その後の状況等により、活動の範囲を広げていくものとする。

(2) 活動項目

- ア 災害発生初期の避難所等における運営への協力
- イ 被災者に対するたき出し、飲料水輸送等の協力
- ウ 被災者に対する救助物資の配分及び輸送等の協力
- エ 高齢者、障害者等要援護者の安否確認への協力
- オ 高齢者、障害者等要救護者の介助への協力
- カ 被災者が行う被災家屋からの家財搬出等への協力
- キ 地域における生活関連情報等の収集及び被災者への提供
- ク 災害時における情報収集活動への協力（外国語、手話通訳要員等を含む）
- ケ こころのケアへの協力

第26節 災害義援金・義援物資の受入

市民や他県の市町村等からの義援金品を、迅速かつ適切に被災者に配分する。

1 実施機関

災害義援金品等の募集、輸送及び配分は、三重県共同募金会、社団法人日本赤十字社三重県支部、社団法人三重県社会福祉協議会、県、市、その他各種団体が共同し、あるいは協力して行うものとする。

2 保管

義援金及び見舞金（有価証券を含む。）については、災害対策本部本部室において一括取りまとめ保管し、義援品等については、各関係部・機関において保管するものとする。

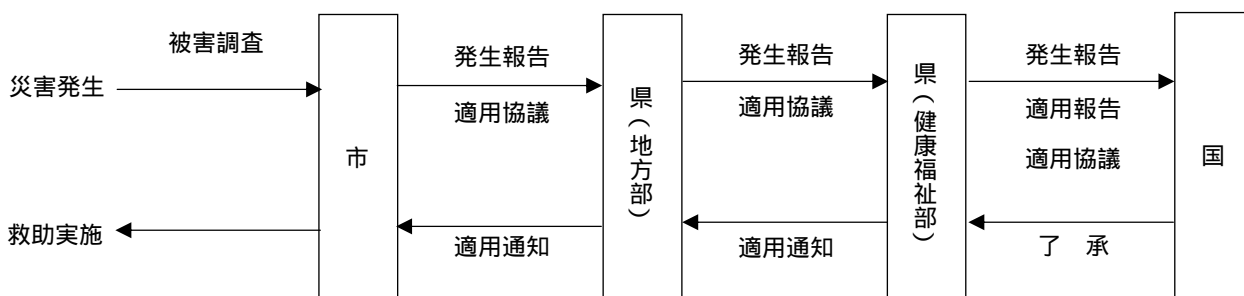
3 配分、輸送

- (1) 義援金及び義援品の配分計画については、災害対策本部本部室及び関係部・機関と協議のうえ策定する。
- (2) 義援金及び義援品は、速やかに被災者に届くよう、関係部・機関を通じて配分、輸送するものとする。

第 27 節 災害救助法の適用

災害救助法に基づく救助実施の必要が生じた場合に、速やかに所定の手続きを行う。

[各部の情報伝達活動]



1 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令(昭和 22 年政令第 225 号 以下「施行令」という。) 第 1 条に定めるところによるが、市における具体的適用基準は概ね次のとおりとする。

[災害救助法の適用基準]

指標となる被害項目	滅失世帯数	該当条項
(1)市内の住家が滅失した世帯の数	市 100 世帯以上	第 1 条第 1 項 第 1 号
(2)県内の住家が滅失した世帯の数 かつ市内の住家が滅失した世帯の数	県 1,500 世帯以上 かつ 市 50 世帯以上	第 1 条第 1 項 第 2 号
(3)県内の住家が滅失した世帯の数	県 7,000 世帯以上	第 1 条第 1 項 第 3 号
(4)災害が隔絶した地域で発生したものである等被災者の救護が著しく困難とする特別の事情がある場合	市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められるとき(注 1)	第 1 条第 1 項 第 3 号
(5)多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受ける恐れがある場合	(知事が厚生労働大臣と事前協議を行う必要がある)	第 1 条第 1 項 第 4 号

(注 1)については、知事が厚生労働大臣と事前協議を行う必要がある。

2 適用手続き

市域の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長は直ちにその旨を県知事に報告する。その場合には、次に掲げる事項について、口頭又は電話をもって要請し、後日文書により改めて手続きをする。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び被害の状況

- (3) 適用を要請する理由
- (4) 適用を必要とする機関
- (5) 既にとった救助措置及び取ろうとする救助措置
- (6) その他必用な事項

3 被災世帯の算定基準

- (1) 住家の滅失等の認定

「災害救助法適用基準」による被害認定方法を用いる。

- (2) 住家の滅失等の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたり、全壊、全焼、流失等住家が滅失した世帯は、生活を一にする実際の生活単位をもって1世帯とするものであるが、住家が半壊又は半焼した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

4 救助の種類と実施権限の委任

- (1) 災害救助法による救助の種類

ア 収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与

イ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供与

ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

エ 医療及び助産

オ 災害にかかった者の救出

カ 災害にかかった住宅の応急修理

キ 生業に必要な資金の貸与

ク 学用品の給与

ケ 埋葬

コ 死体の搜索及び処理

サ 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

- (2) 知事から委任を受けた市町村長は、委任された救助の実施責任者となる。

- (3) (1)のキにいう生業資金の貸付については、各種の貸付金制度が充実されているため、事実上停止しており、これに代わって「災害弔慰金の支給等に関する法律」による支給や貸付が実施されている。

5 救助の実施内容

救助の内容等については、「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」(資料編)によるものとする。

第2章 自衛隊の災害派遣

第1節 災害派遣の要請

市民の人命、財産を保護するために市長が自衛隊の支援を必要と判断したときは、法第68条の2の規定に基づき、知事に自衛隊の災害派遣要請を行うなど自衛隊派遣に関し、次のとおり定める。

1 災害派遣の要請の基準

- (1) 災害が発生し、災害対策本部の職員だけでは、市民の生命、財産の保護が困難で自衛隊の出動が必要と認められるとき。
- (2) 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に予防方法がないとき。

2 災害派遣の要請手続き

(1) 市長の派遣要請の要求

市長は、自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が生じたときは、災害派遣要請書に次の事項を記入し、知事（防災危機管理局防災対策室）に提出するものとする。ただし、事態が急を要するときは、電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができる。

また、市長は人命救助等事態が急迫し、速やかに自衛隊の派遣を要すると認められる場合は、知事に派遣の要請を求めることができる。その後、必要に応じて直接自衛隊に対し事態の状況を通報することができる。

なお、知事に派遣要請を求めることができない場合には、市長はその旨及び市の地域に係る災害状況を自衛隊の部隊等の長に通知することができる。ただし、事後速やかに自衛隊の部隊等の長に通知した旨を知事に通知するものとする。

ア 災害の状況及び派遣要請を要求する事由（特に災害区域の状況を明らかにすること。）

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

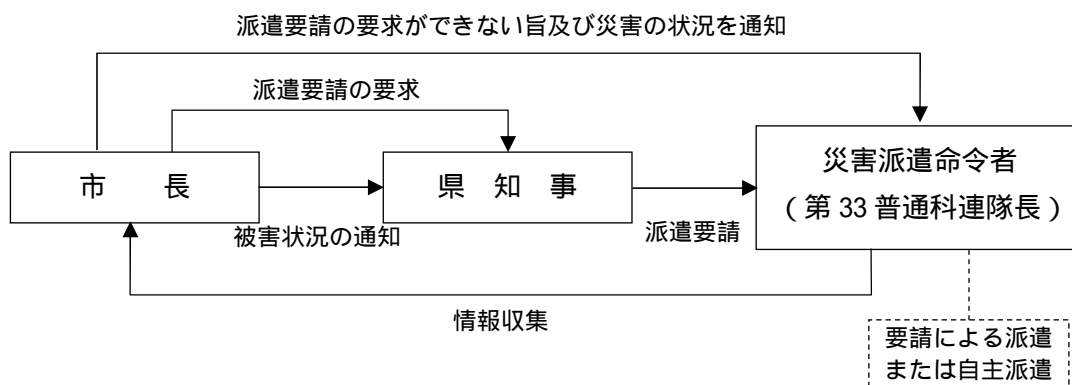
エ その他参考となる事項

緊急時派遣要請要求先電話番号

防災危機管理局防災対策室 224-2189

要 請 先	所 在 地	電 話 番 号
陸上自衛隊 (第33普通科連隊長)	津市久居新町 975	255-3133 (内線 236 夜間 302) 防災行政無線 4010
航空学校	伊勢市明野 5593-11	0596-37-0111

(2) 引き続き災害派遣を必要とする場合は、知事に派遣要請を行うものとする。



3 災害時の緊急派遣

災害が突発的で、その救護が特に急を要し、要請を待ついとまがない場合で、陸上自衛隊第33普通科連隊長または航空学校長等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがある。(自衛隊法第83条第2項ただし書きに規定する自主派遣)

この場合、市長等は、陸上自衛隊第33普通科連隊長または航空学校長に直接災害の状況等を通知することができる。

第2節 派遣部隊の受け入れ体制

派遣部隊の活動に必要な受け入れ体制について定める。

1 派遣部隊の受入体制

市は、派遣部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮するものとする。

- (1) 派遣部隊と市との連携窓口及び責任者の決定
- (2) 作業計画及び資機材の準備
- (3) 宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備
- (4) 住民の協力
- (5) 派遣部隊の誘導

2 費用の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費のうち次に掲げるものは、市の負担とする。ただし、2つ以上の地域にわたる場合は、関係市町村が協議して負担割合を定めるものとする。

- (1) 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置及び通話料金
- (2) 派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設借上料、光熱水費、入浴料
- (3) 活動のため現地で調達した資機材の費用

その他必要な経費については、事前に協議しておくものとする。

3 ヘリポートの指定と取り扱い

ヘリポートについては、資料編に示すとおりとする。

第3節 派遣部隊の業務及び撤収

派遣部隊の業務と撤収要請について定める。

1 派遣部隊の業務及び撤収

(1) 業務

派遣部隊は、人命及び財産の保護のための活動を行うものとする。

(2) 撤収

派遣部隊が目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、市長は、関係機関の長及び派遣部隊の長等と十分協議を行ったうえ、知事に災害派遣部隊の撤収要請を行うものとする。

2 災害派遣を命ぜられた自衛官の権限（自衛隊）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長等、警察官及び海上保安官が、その場にはいない場合に限り次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市長に通知しなければならない。

- (1) 自衛隊緊急車両の通行を妨害する車両、その他物件の移動命令、車両、物件の破損
- (2) 避難の措置・立入
- (3) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限禁止及び退去命令
- (4) 他人の土地等の一時使用等
- (5) 現場の被災工作物等の除去等
- (6) 住民等を応急措置の業務に従事させること